

第3次

四街道市男女共同参画推進計画

(平成26年度～平成33年度)

平成26年3月
四街道市

はじめに

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を緊要な課題と捉え、その実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。

この課題に対する取り組みは地方公共団体の責務でもあり、本市においては、これまで、さまざまな施策を展開し、男女共同参画の推進を図ってまいりました。

しかしながら、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現は、男女共同参画社会を形成する上での主要な課題として、より一層の推進が必要です。また、近年社会問題となっている「配偶者等からの暴力」や「ストーカー行為」についても、その防止と被害者等への的確な対応が強く求められています。

このような状況を踏まえ、本市は、これまで推進してきた「第2次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「第3次四街道市男女共同参画推進計画」を策定しました。

本計画では、その効果的な推進を図るため、社会状況や本市の現状を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を「重点項目」として設定するとともに、DV防止と被害者支援に関する施策を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置づけ、これら施策に対する取り組みを明確にしています。

今後は、この「第3次四街道市男女共同参画推進計画」に基づき、本市がめざす男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました四街道市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

四街道市長 佐渡 斉

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 重点項目等	1
(1) 重点項目設定の趣旨	1
(2) 重点項目の設定	1
(3) DV防止計画	2
5 めざす社会のすがた	2
6 体系図	3

第2章 計画の内容

計画の内容の見方	11
(1) 「男女共同参画」と「男女平等」の使い分けについて	11
(2) 事業の区分について	11
(3) グラフ中の表記について	11
課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	12
【指標と目標値】	14
●施策の方向 (1) 市民の男女共同参画に対する理解の促進	14
●施策の方向 (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実	15
課題2 あらゆる分野における男女共同参画の実現	17
【指標と目標値】	19
●施策の方向 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	19
●施策の方向 (2) 労働の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	20
●施策の方向 (3) 地域における男女共同参画の促進	21
課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進	23
【指標と目標値】	28
●施策の方向 (1) 仕事と生活の両立のための環境づくり	28
●施策の方向 (2) 仕事と生活の両立支援	29
●施策の方向 (3) 家庭における男女共同参画の促進	30
課題4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援	31
【指標と目標値】	33
●施策の方向 (1) 男女共同参画の視点に立った健康支援	33
課題5 DV等の暴力の根絶	35
【指標と目標値】	39
●施策の方向 (1) DV防止と被害者支援（DV防止計画）	39
●施策の方向 (2) セクシュアル・ハラスメント等の暴力や性犯罪の防止	40

第3章 計画の推進

男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	43
【指標と目標値】	44
●施策の方向 (1)市における男女共同参画の推進	44
●施策の方向 (2)計画の推進体制の強化.....	45
●施策の方向 (3)計画の成果を挙げる進行管理	46

指標一覧

指標一覧	49
推移確認データ（年次）	52

資料編

1 諮問	53
2 答申	53
3 四街道市男女共同参画審議会条例.....	57
4 四街道市男女共同参画審議会委員名簿.....	58
5 四街道市男女共同参画推進本部設置要綱.....	59
6 男女共同参画社会基本法.....	61
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	65

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みを計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。

しかしながら、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現など主要な課題について、一層の推進が求められる一方、少子高齢化の進行や防災意識の高まり、配偶者等からの暴力の防止と被害者への的確な対応に対する社会的要請の増大など、社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じています。

このような状況を踏まえ、本市は平成 25 年度まで推進してきた「第2次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「第3次四街道市男女共同参画推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- ①本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づき策定する計画です。また、国の「第3次男女共同参画基本計画」、「第3次千葉県男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえるとともに、「四街道市総合計画」及び他分野の個別計画との整合性を図るものとしします。
- ②本計画の一部（DV対策関連分野）を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとしします。

3 計画の期間

平成 26 年度から平成 33 年度までの8年間とします。

※社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとしします。

4 重点項目等

（1）重点項目設定の趣旨

計画を効果的に推進するため、社会状況や本市の現状を踏まえ、特に重点的に取り組むべき項目を「重点項目」として設定し、計画における位置づけを明確にします。

（2）重点項目の設定

●重点項目 1 市民の男女共同参画に対する理解の促進 【課題 1 施策の方向 (1)】

固定的性別役割分担意識は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されたものです。その意識に基づく社会制度や慣行等の見直しに向けて、市民の理解を促進することは、

男女共同参画社会の実現に向けた土台づくりとして重要です。

●重点項目2 仕事と生活の両立支援 【課題3 施策の方向(2)】

ワーク・ライフ・バランスの実現により、一人ひとりが多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野への参画が可能となることから、その実現に向けた取り組みは男女共同参画をさらに推進することへとつながります。

(3) DV防止計画

配偶者等からの暴力が深刻な社会問題として認識され、DVに対する緊急的な対応が求められていることから、配偶者等からの暴力防止と被害者支援に関する施策を「DV防止法」に基づく市町村基本計画(以下「DV防止計画」という。)として位置づけることとし、DV防止と被害者支援の取り組みを明確にします。

5 めざす社会のすがた

本計画では、男女共同参画社会基本法の趣旨とこれまでの男女共同参画の推進に向けた本市の取り組みを踏まえ、次のとおり「めざす社会のすがた」を掲げ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの目標とします。

めざす社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会

第3次計画 平成26年度から平成33年度

第2次計画 平成21年度から平成25年度

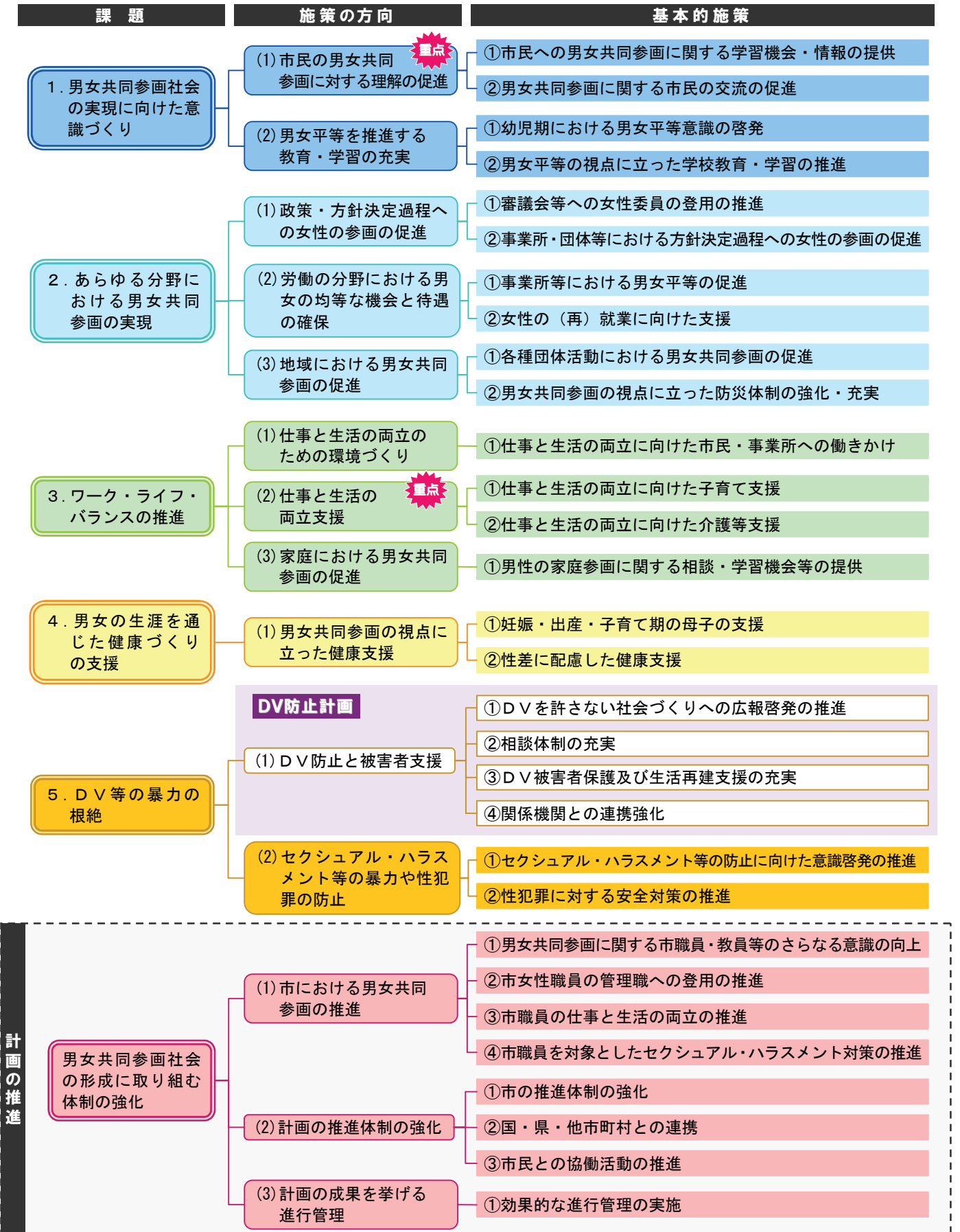
第1次計画 平成16年度から平成20年度

「めざす社会のすがた」については、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえながら、だれもがその意義を正しく理解し共有する必要があること、また、本計画が前計画における「めざす社会のすがた」の実現に向けた取り組みを継承、発展させるものであることから、本計画においても引き続き「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を「めざす社会のすがた」として掲げ、その実現に向け、積極的な取り組みを推進します。

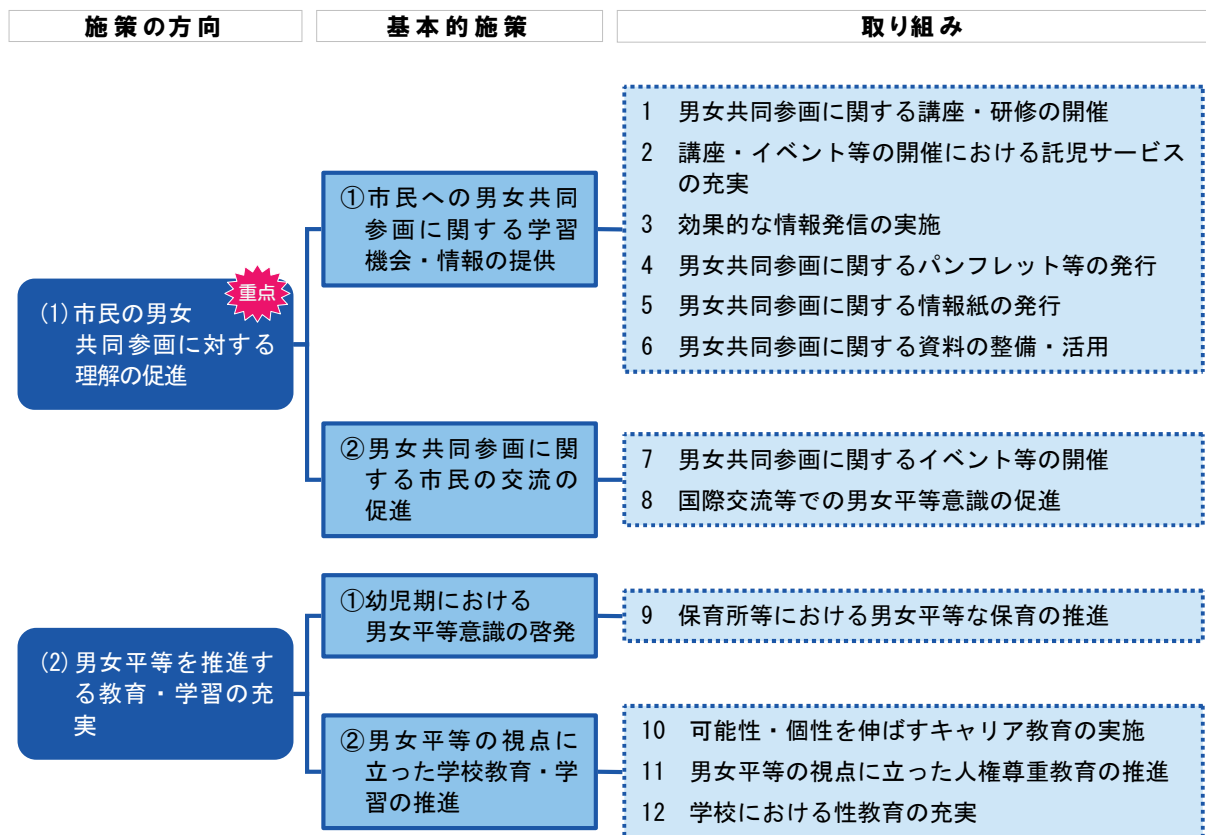
6 体系図

めざす
社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会



課題1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



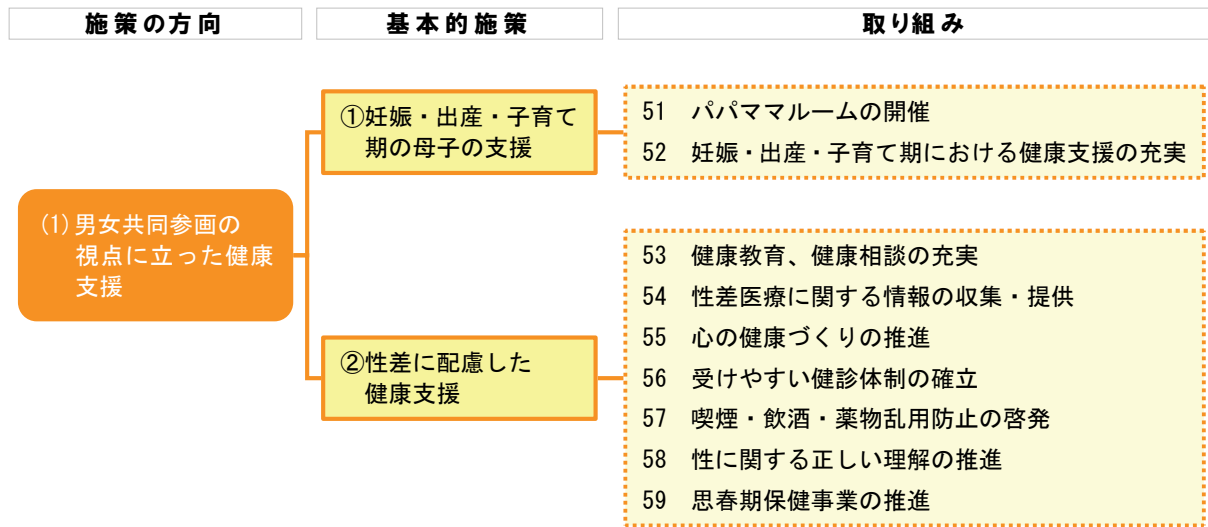
課題2. あらゆる分野における男女共同参画の実現

施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	① 審議会等への女性委員の登用の推進	13 女性委員登用にに向けたポジティブ・アクションの推進 14 出席しやすい審議会等の開催
	② 事業所・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進	15 事業所等における女性管理職登用の働きかけ 16 自営業者における男女の経営参画の啓発 17 農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ 18 農業における家族経営協定の締結促進 19 団体等の運営における男女共同参画の働きかけ
(2) 労働の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	① 事業所等における男女平等の促進	20 男女共同参画に関する事業所への普及・啓発 21 男女雇用機会均等法等の普及・啓発 22 パートタイム労働法・労働者派遣法の周知 23 男女共同参画に関する事業所の研修等への支援 24 公共工事におけるポジティブ・アクションの推進
	② 女性の(再)就業に向けた支援	25 チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施 26 就職・再就職に関する情報の提供 27 女性起業家の育成支援 28 職業能力・技術を習得する学習情報の提供
(3) 地域における男女共同参画の促進	① 各種団体活動における男女共同参画の促進	29 地域活動における男女共同参画の促進 30 シニアクラブにおける男女共同参画意識の啓発 31 市民活動団体等の支援、情報提供
	② 男女共同参画の視点に立った防災体制の強化・充実	32 多様なニーズに配慮した防災備蓄用品の整備 33 男女共同参画の視点に立った防災計画づくり 34 男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営 35 消防団への女性の入団促進

課題3. ワーク・ライフ・バランスの推進

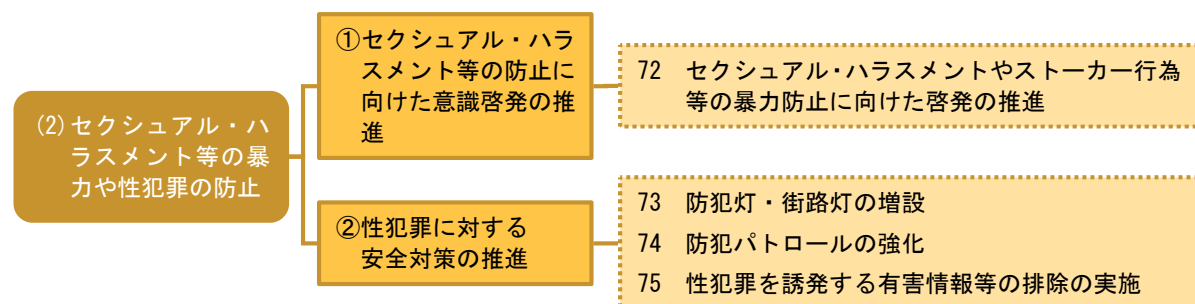
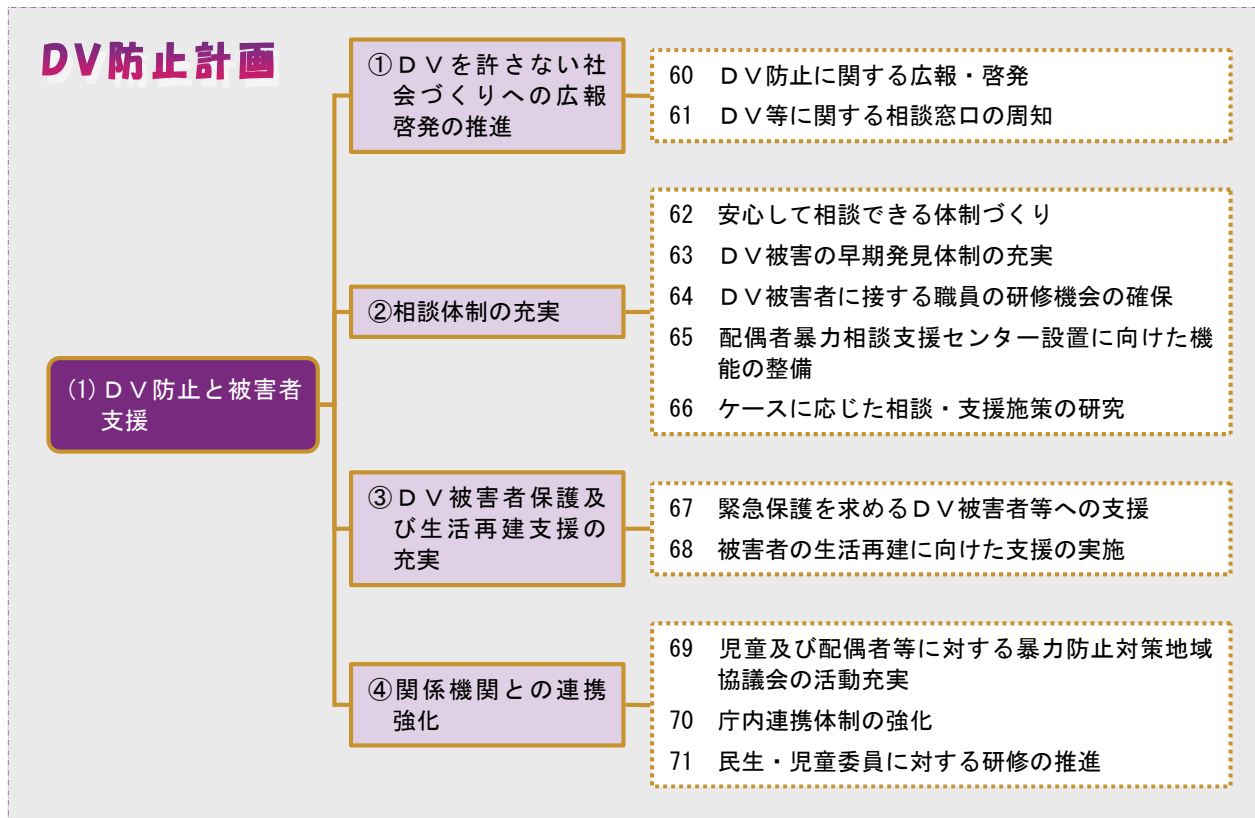
施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 仕事と生活の両立のための環境づくり	① 仕事と生活の両立に向けた市民・事業所への働きかけ	36 市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 37 事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 38 男女共同参画表彰制度の周知
(2) 仕事と生活の両立支援 重点	① 仕事と生活の両立に向けた子育て支援	39 保育サービスの充実 40 幼稚園における預かり保育の支援 41 ファミリー・サポート・センター事業の充実 42 こどもルーム（学童保育）の充実 43 ひとり親家庭への支援
	② 仕事と生活の両立に向けた介護等支援	44 介護保険制度の内容理解に向けた啓発 45 高齢者の介護に関する支援体制の充実 46 障害のある人に対する支援体制の充実
(3) 家庭における男女共同参画の促進	① 男性の家庭参画に関する相談・学習機会等の提供	47 男性の家庭参画を促す講座等の実施 48 育児・子育て講座等の開催 49 介護講座等の開催 50 子育て支援センターでの男性の利用促進

課題4. 男女の生涯を通じた健康づくりの支援



課題5. DV等の暴力の根絶

施策の方向	基本的施策	取り組み
-------	-------	------



男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 市における男女共同参画の推進	① 男女共同参画に関する市職員・教員等のさらなる意識の向上	76 市職員への意識啓発の実施 77 教員等への意識啓発の実施 78 教員等の職務分担における固定化された性別役割分担の解消
	② 市女性職員の管理職への登用の推進	79 能力向上、意識向上のための各種研修への女性職員の参加促進 80 女性管理職の育成・登用
	③ 市職員の仕事と生活の両立の推進	81 市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 82 市職員への育児・介護休業制度活用の普及・啓発
	④ 市職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント対策の推進	83 セクシュアル・ハラスメントに係る市職員への研修会の実施 84 セクシュアル・ハラスメントに係る市職員からの相談の実施
(2) 計画の推進体制の強化	① 市の推進体制の強化	85 男女共同参画推進本部の充実 86 男女共同参画審議会の開催
	② 国・県・他市町村との連携	87 国・県との連携 88 他市町村との連携
	③ 市民との協働活動の推進	89 市民参加による男女共同参画推進の拡充
(3) 計画の成果を挙げる進行管理	① 効果的な進行管理の実施	90 男女共同参画推進計画の進行管理の実施 91 市民意識調査の実施 92 市職員の意識調査の実施 93 事業所意識調査の実施の検討

第2章 計画の内容

計画の内容の見方

(1) 「男女共同参画」と「男女平等」の使い分けについて

2つの用語の理念は同じですが、本計画においては、男女共同参画社会基本法に基づき、基本的に「男女共同参画」という用語を使用します。ただし、性別にかかわらず人権が等しく尊重されることを強調する箇所では「男女平等」という用語を使用します。

(2) 事業の区分について

基本的施策を展開するために実施する事業は、次の2つに区分しています。

- ・主目的事業：男女共同参画推進を主目的とする事業
- ・関連事業：男女共同参画推進が主目的ではないものの、事業の実施が男女共同参画推進に寄与する事業

(3) グラフ中の表記について

- ・%（パーセンテージ・百分率）表記の際は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。そのため、属性ごとの%の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・nは算出の分母（回答者総数）を表しています。
- ・複数回答（1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい設問）の場合、回答者総数を母数とし%を算出しているため、%の合計が100.0%にならない場合があります。

課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

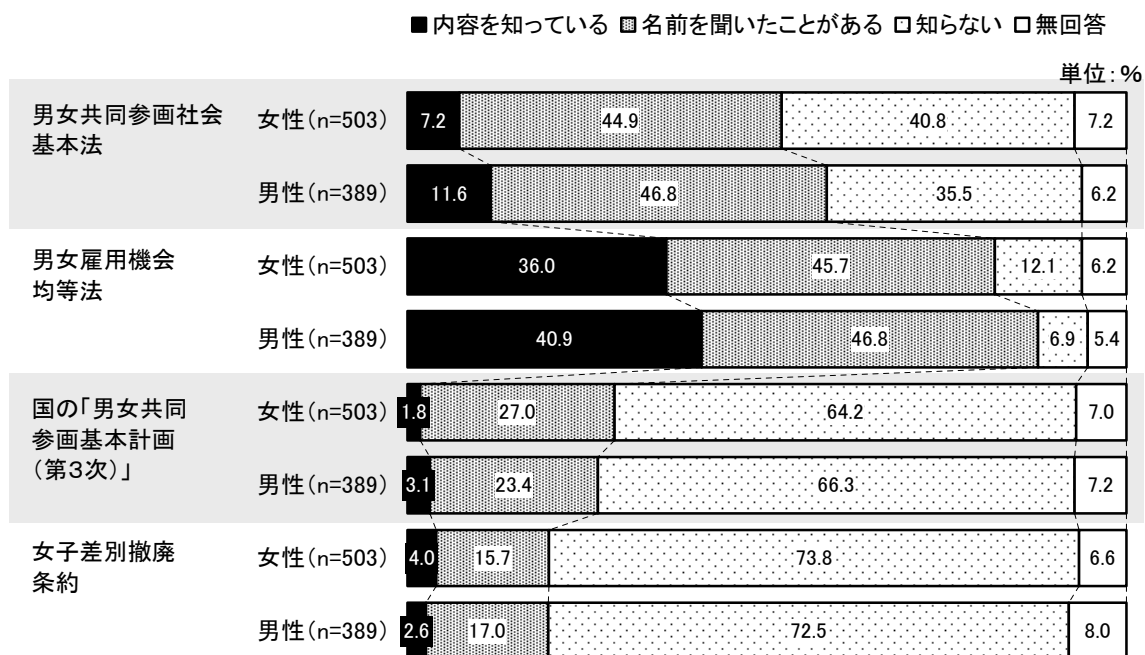
男女共同参画社会基本法の制定や男女雇用機会均等法の改正など、国では男女共同参画社会^{※1}の実現に向けて各種制度の整備が行われてきました。

このような動きとともに、今日では男女共同参画の実現に向けた機運が高まりつつあります。

しかし、これらの法制度が市民に十分に理解されているとは言いがたく、男性優遇という意識や固定的性別役割分担^{※2}意識は依然として根強く残っています。

このため、男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識の定着を図ります。

《男女共同参画に関する法律やことばの認知度》



※男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

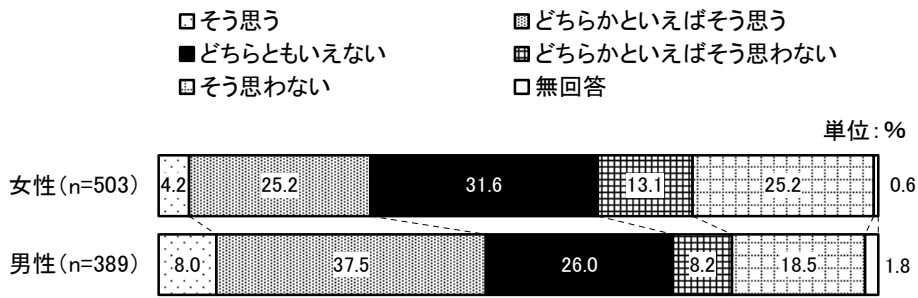
※1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。（内閣府 男女共同参画関連用語集より）

※2 固定的性別役割分担

「男は仕事・女は家庭」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。（内閣府 男女共同参画関連用語集より）

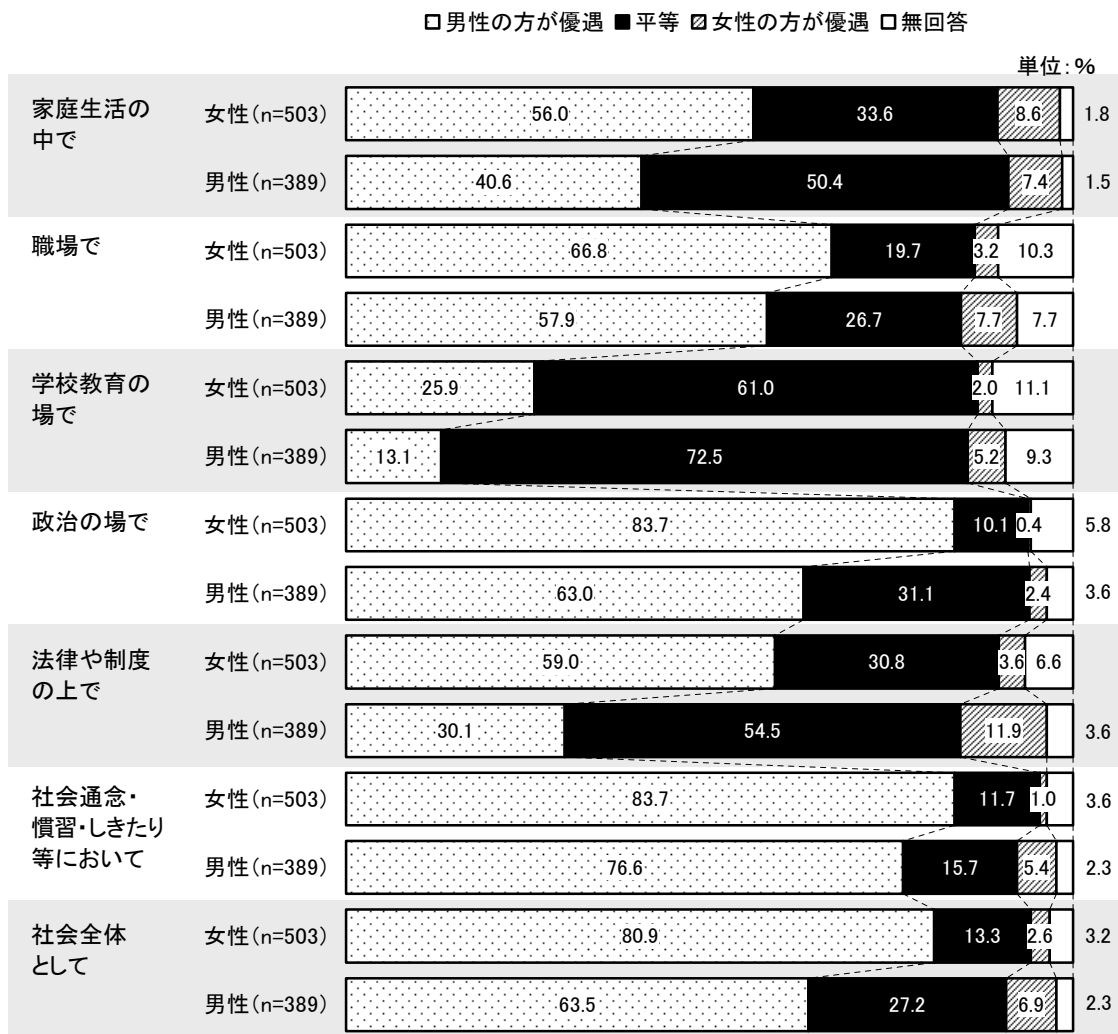
《「男は仕事、女は家庭」という考え方》



問：あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 24 年度）より作成

《男女の地位の平等感》



※女性の方が優遇＝「女性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」
 男性の方が優遇＝「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 24 年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 13.3% 男性 27.2% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 21.0% 男性 32.0%	【H32 年度】 女性 22.0% 男性 33.0%
b	家庭生活の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 33.6% 男性 50.4% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 43.0% 男性 57.0%	【H32 年度】 女性 44.0% 男性 58.0%
c	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 11.7% 男性 15.7% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 18.0% 男性 28.0%	【H32 年度】 女性 19.0% 男性 29.0%
d	職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 19.7% 男性 26.7% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 27.0% 男性 34.0%	【H32 年度】 女性 28.0% 男性 35.0%
e	学校教育の場で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 61.0% 男性 72.5% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 69.0% 男性 76.0%	【H32 年度】 女性 71.0% 男性 78.0%

●施策の方向 (1) 市民の男女共同参画に対する理解の促進

男女共同参画社会の実現に向けた土台づくりとなる、市民一人ひとりの意識づくりを推進します。

だれもが参加しやすい講座や研修会を開催することにより、市民の一層の参加を促すとともに、近年の新たな情報伝達手段の発達を踏まえ、これまで以上に多様なメディアを通じて、市民に男女共同参画に関する情報を発信します。また、イベントや国際交流を通じて男女共同参画意識の醸成を促進します。

基本的施策 ①市民への男女共同参画に関する学習機会・情報の提供

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
1	男女共同参画に関する講座・研修の開催	男女共同参画に関するだれもが参加しやすい講座や研修を開催します。	政策推進課	主目的事業
2	講座・イベント等の開催における託児サービスの充実	講座・イベント等の開催において、託児サービスを充実することにより子育て世代の男女の参加を促進します。	政策推進課	主目的事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
3	効果的な情報発信の実施	男女共同参画に関する施策等について、市政だより、ホームページをはじめ、さまざまなメディアを活用して情報発信するとともに感想、意見の収集に努めます。また、若い世代の男女に対する意識啓発を図るため、インターネットを介した情報発信手段の活用について検討します。	政策推進課	主目的事業
4	男女共同参画に関するパンフレット等の発行	男女共同参画に関するパンフレット等を配布します。	政策推進課	主目的事業
5	男女共同参画に関する情報紙の発行	市民との協働により情報紙を発行します。	政策推進課	主目的事業
6	男女共同参画に関する資料の整備・活用	男女共同参画に関する図書やDVD等を整備し、活用を図ります。	図書館 政策推進課	主目的事業

基本的施策 ②男女共同参画に関する市民の交流の促進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
7	男女共同参画に関するイベント等の開催	男女共同参画に関するイベント等を開催します。また、開催にあたっては、広く周知に努めます。	政策推進課	主目的事業
8	国際交流等での男女平等意識の促進	姉妹都市交流を中心として、異文化を理解し、互いを尊重しあう国際感覚の醸成を促進します。	秘書広報課	関連事業

●施策の方向 (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

子どもの頃から男女平等に対する意識に触れ、男女ともに自分自身で考えて行動できる能力を養う教育を推進します。

「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれることなく、一人ひとりの子どもの可能性を伸ばすため、保育所等から小・中学校まで成長段階に応じた男女平等の視点に立った教育・学習を展開します。また、人権尊重教育やキャリア教育などを通じて、性別にかかわらず主体的な進路選択を可能とする意識を育みます。

基本的施策 ①幼児期における男女平等意識の啓発

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
9	保育所等における男女平等な保育の推進	不要に男女を区別することがないように保育を行います。また、幼稚園協会との連携を図りながら、幼稚園に対しても働きかけを行います。	こども保育課	関連事業

基本的施策 ②男女平等の視点に立った学校教育・学習の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
10	可能性・個性を伸ばすキャリア教育の実施	男女平等の視点に配慮した進路指導や職場体験を実施し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	指導課	関連事業
11	男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	指導課	関連事業
12	学校における性教育の充実	児童生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。	指導課	関連事業

課題2 あらゆる分野における男女共同参画の実現

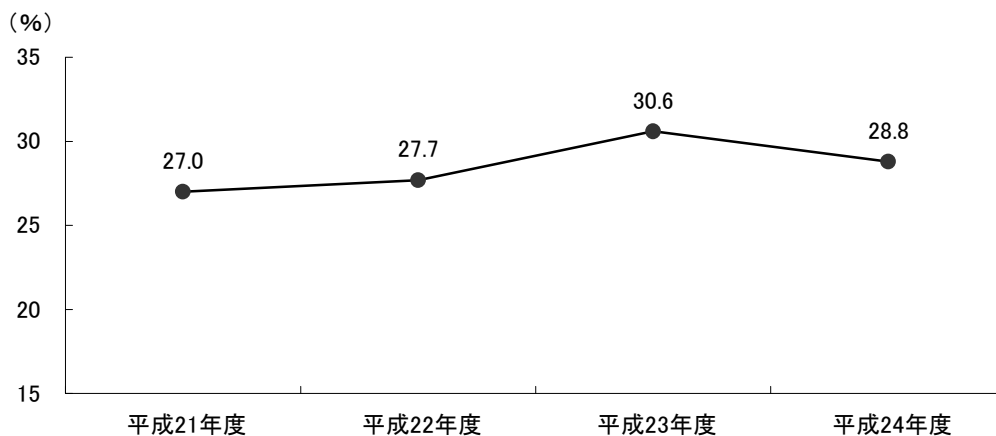
男女雇用機会均等法等の法制度の充実により、女性の働く環境は徐々に改善されつつあります。また、市の審議会への女性の参画も進みつつあります。

しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ十分ではありません。地域活動においても、運営上の役割に性別による偏りがあるケースが少なくありません。

また、東日本大震災の経験を通して、災害対応や復興に女性の参画が不可欠であることが浮き彫りになりました。

このため、さまざまな分野への女性の参画を促進するとともに、男女が対等に活躍できる環境づくりを進めます。

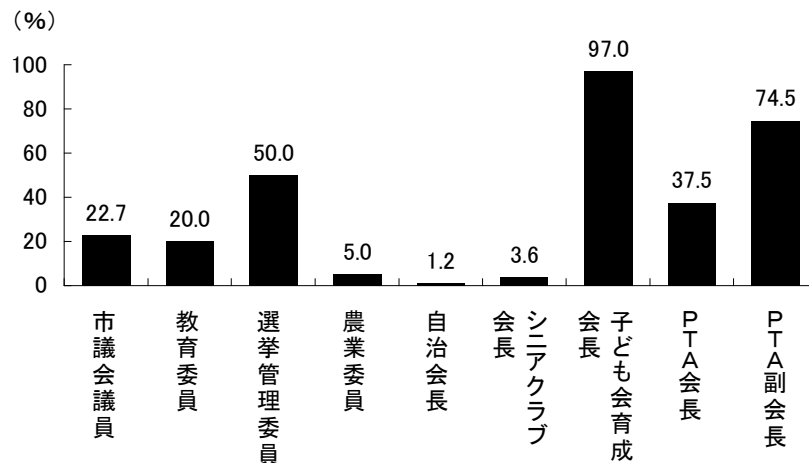
《審議会等委員に占める女性の割合》



※各年度3月31日現在。

■市資料より作成

《各種委員会、団体等委員に占める女性の割合》

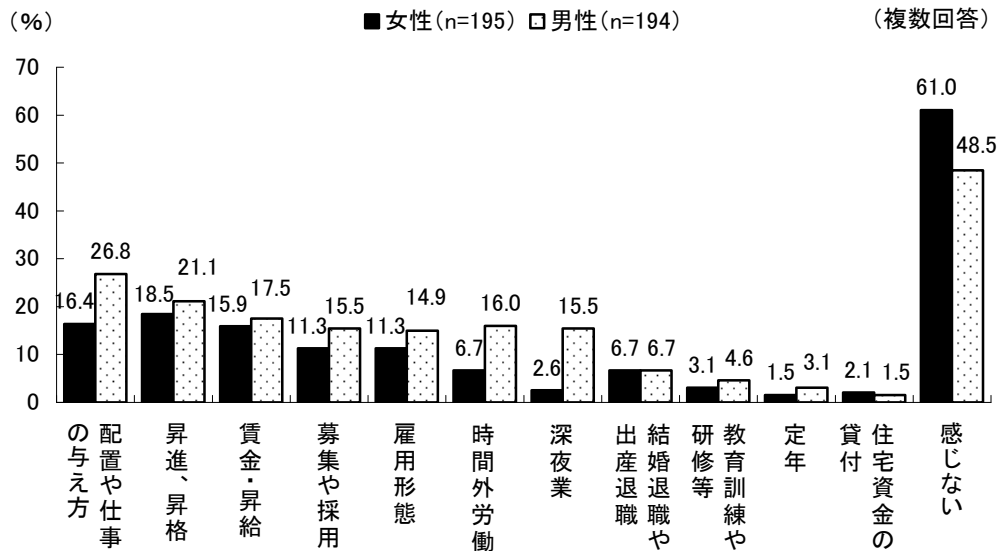


総委員数(人)	22	5	4	20	82	55	33	16	51
女性委員数(人)	5	1	2	1	1	2	32	6	38

※平成 24 年度末現在。

■市資料より作成

《職場における性別による格差があるもの》



※現在、仕事をしている人に対して、職場での性別による格差の有無を調査したもの。

※「無回答」を除き再計算。

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 24 年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	審議会等委員に占める女性の割合	28.8% H24年度末現在	【H27年度】 30.0%	【H30年度】 35.0%
b	女性委員ゼロの審議会等の割合	14.3% H24年度末現在	【H33年度】 年々減少しゼロに近づける	
c	家族経営協定※1(20ページ参照)締結農家数	14戸 H24年度末現在	【H33年度】 年々増加する (年1戸以上増加する)	
d	女性の社会的チャレンジ支援の講座の実施回数	1回 H24年度	【H33年度】 年1回以上実施する	
e	女性消防団員数	8人 H25年4月1日現在	【H34年4月1日現在】 10人	

●施策の方向 (1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

あらゆる分野において男女が多様な視点から対等の立場で参画できるように、意思決定の場への女性の参画を促進します。

審議会等において女性委員の積極的な登用を進めます。また、事業所等への女性管理職登用の働きかけを行うとともに、家族的経営を基本とした自営業、農業における女性の経営参画を促します。さらに、地域活動における運営上の役割において性別による偏りが解消されるよう働きかけます。

基本的施策 ①審議会等への女性委員の登用の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
13	女性委員登用に向けたポジティブ・アクション※の推進	所管課等への働きかけや、審議会等委員情報の整備・活用により、各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。	行革推進課 政策推進課	主目的事業
14	出席しやすい審議会等の開催	性別や家事・仕事にかかわらず、審議会等への出席をやすくするため、曜日や時間、場所等に配慮した開催に努めます。	行革推進課	関連事業

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。（内閣府 男女共同参画関連用語集より）

基本的施策 ②事業所・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
15	事業所等における女性管理職登用の働きかけ	性別にかかわらず優秀な人材を登用できる環境づくりについて、事業所等へPRします。	産業振興課	主目的事業
16	自営業者における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本とした自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発に取り組みます。	産業振興課	主目的事業
17	農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ	農業経営等に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	産業振興課	主目的事業
18	農業における家族経営協定 ^{※1} の締結促進	家族経営を基本とした農業において、経営の方針や役割分担、就業条件・就業環境を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課	関連事業
19	団体等の運営における男女共同参画の働きかけ	自治会、子ども会及びPTA等の団体において、組織の運営上の役割に性別の偏りが生じないような働きかけを行います。	自治振興課 社会教育課	関連事業

●施策の方向 (2)労働の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

働く場における男女平等の実現のため、事業所の男女共同参画に対する理解と実践を促します。また、起業や就業を希望する女性を支援します。

基本的施策 ①事業所等における男女平等の促進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
20	男女共同参画に関する事業所への普及・啓発	商工会との連携を図りながら、事業所等への普及・啓発を行います。	産業振興課	主目的事業
21	男女雇用機会均等法等の普及・啓発	商工会との連携を図りながら、事業所等への普及・啓発を行います。	産業振興課	主目的事業
22	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	商工会との連携を図りながら、事業所等への周知を行います。	産業振興課	関連事業
23	男女共同参画に関する事業所の研修等への支援	事業所が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。	産業振興課	主目的事業
24	公共工事におけるポジティブ・アクションの推進	総合評価方式 ^{※2} による入札の際に、主任（監理）技術者になりうる女性技術者を雇用している企業に対して評価点の加算を行います。	契約課	主目的事業

※1 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。（農林水産省ホームページより）

※2 総合評価方式

公共工事の入札にあたり、「価格」に加え、企業の「技術的要素」を総合的に評価し、数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とする方式です。（四街道市総合評価方式試行ガイドラインより）

基本的施策 ②女性の（再）就業に向けた支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
25	チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施	就職・再就職を目指す女性を対象に、支援講座等を開催します。	政策推進課 家庭支援課 産業振興課	主目的事業
26	就職・再就職に関する情報の提供	就職・再就職を目指す女性に情報提供を行います。	産業振興課	関連事業
27	女性起業家の育成支援	各種情報の提供や相談業務の実施により、女性起業家の育成・支援に努めます。	産業振興課	関連事業
28	職業能力・技術を習得する学習情報の提供	リーフレット等の窓口への備え付けや市広報を通じたPRを図ります。	産業振興課	関連事業

●施策の方向 (3) 地域における男女共同参画の促進

自治会、子ども会、PTAなどによる地域活動の場において、男女共同参画意識の浸透を図ることにより、だれもが活動に参加しやすくなるよう働きかけます。また、今後発生が想定される大規模災害の対応にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、防災の分野において女性の積極的な参画を進めます。

基本的施策 ①各種団体活動における男女共同参画の促進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
29	地域活動における男女共同参画の促進	自治会、子ども会及びPTAによる地域活動において、男女共同参画意識の浸透を図るためのPRを行います。	自治振興課 社会教育課	関連事業
30	シニアクラブにおける男女共同参画意識の啓発	シニアクラブの高齢者の活動において、男女が共同参画できる環境や意識づくりへの働きかけを行います。	福祉政策課	関連事業
31	市民活動団体等の支援、情報提供	ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、だれもが活動しやすい環境を作っていくとともに、情報の提供等を推進します。	政策推進課	関連事業

基本的施策 ②男女共同参画の視点に立った防災体制の強化・充実

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
32	多様なニーズに配慮した防災備蓄用品の整備	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した防災備蓄用品の整備を進めます。	危機管理室	関連事業
33	男女共同参画の視点に立った防災計画づくり	防災計画見直しにあたっては、男女共同参画の視点を反映します。	危機管理室	関連事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
34	男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営	災害発生時における避難所の開設・運営にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。	危機管理室	関連事業
35	消防団への女性の入団促進	イベント等においてPRを実施するなど、男女共同参画の視点から女性の消防団への入団を働きかけます。	消防本部 総務課	関連事業

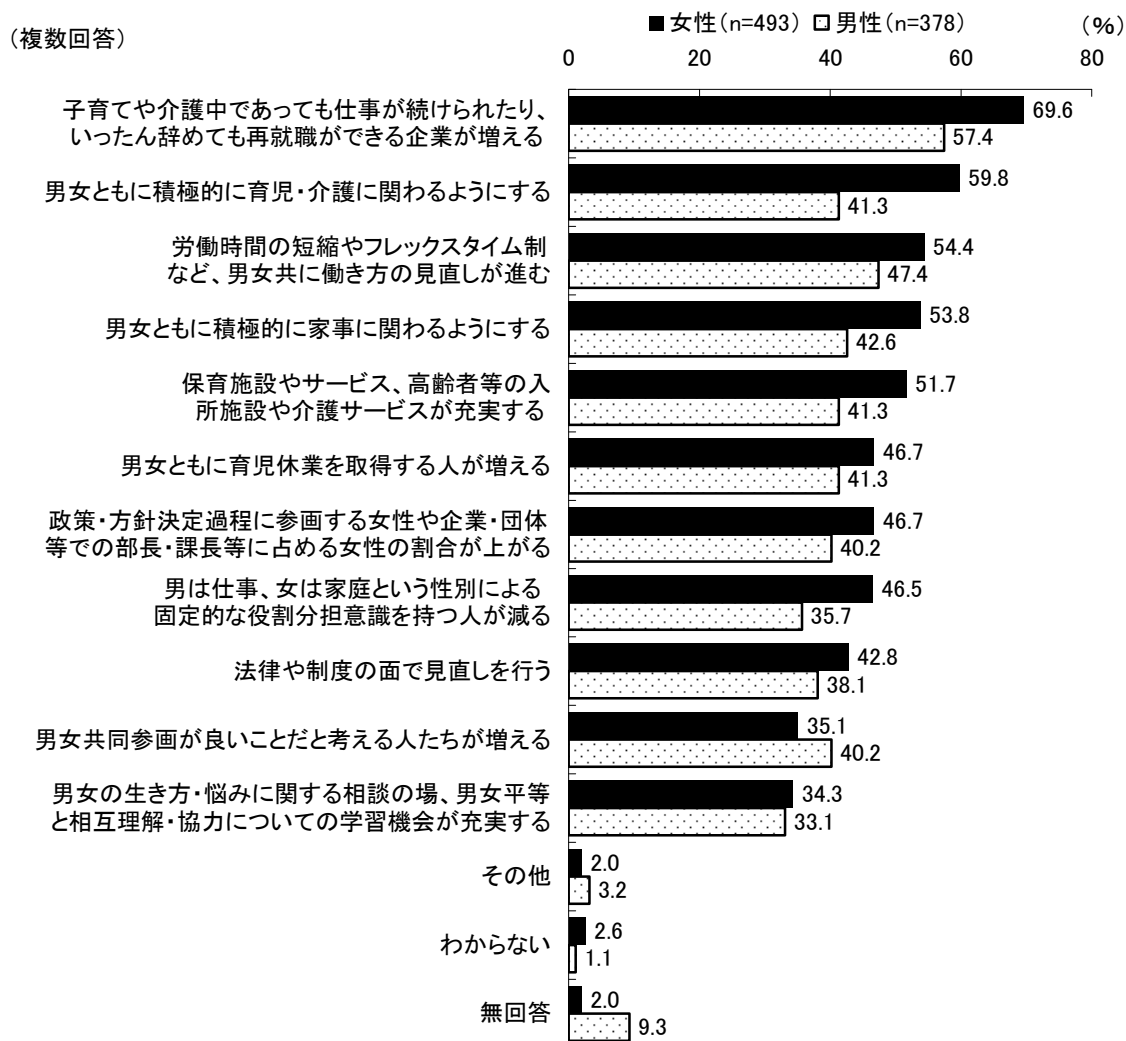
課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス※(24ページ参照)の実現に向けて、政府、経済界、労働界を挙げて長時間労働の改善など働き方の見直しや、男性の子育てへの参画など、さまざまな取り組みが進められており、男性が家事や子育てを担うことに対する社会の意識は、以前に比べて大きく変化しています。

しかし、実際には固定的性別役割分担意識により、男性は仕事中心となることが多く、家庭生活や地域生活との関わりが希薄になりがちです。そのことにより、家庭における家事・子育て・介護等の多くは女性が担っているのが現状です。

このため、男女がともに仕事と生活をバランスよく両立することにより、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

《男女共同参画社会の実現のために必要なこと》

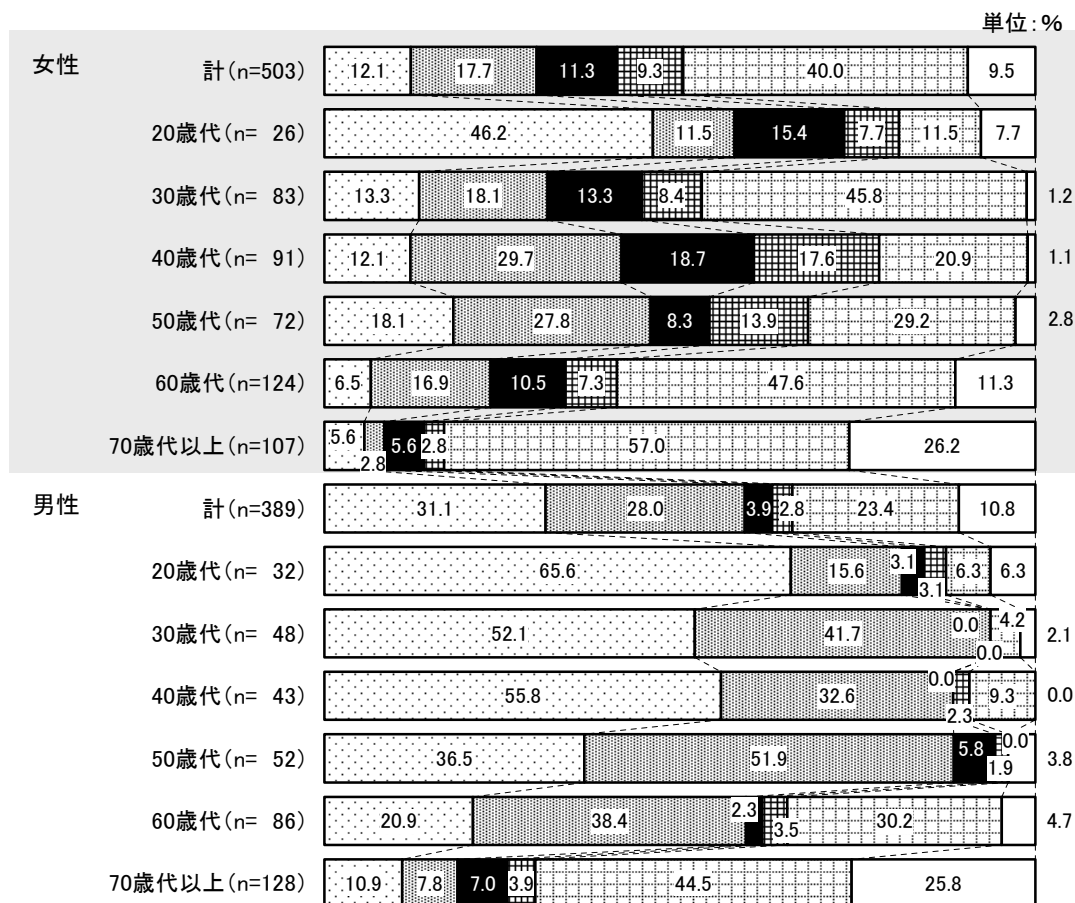


※男女共同参画社会の実現について、「とても良いことだと思う」「まあ良いことだと思う」「どちらとも言えない」と回答した人に対する設問。

■四街道市男女共同参画市民意識調査(平成24年度)より作成

◀ 「仕事」「家庭生活」「町内会・ボランティア等の地域活動」への関わり方 ▶

- ほぼ仕事に専念
- 家庭生活や地域活動と仕事に同じくらい携わっている
- ほぼ家庭生活や地域活動に専念
- ▨ 家庭生活や地域活動にも携わっているが、仕事を優先
- ▩ 仕事にも携わっているが、家庭生活や地域活動を優先
- 無回答



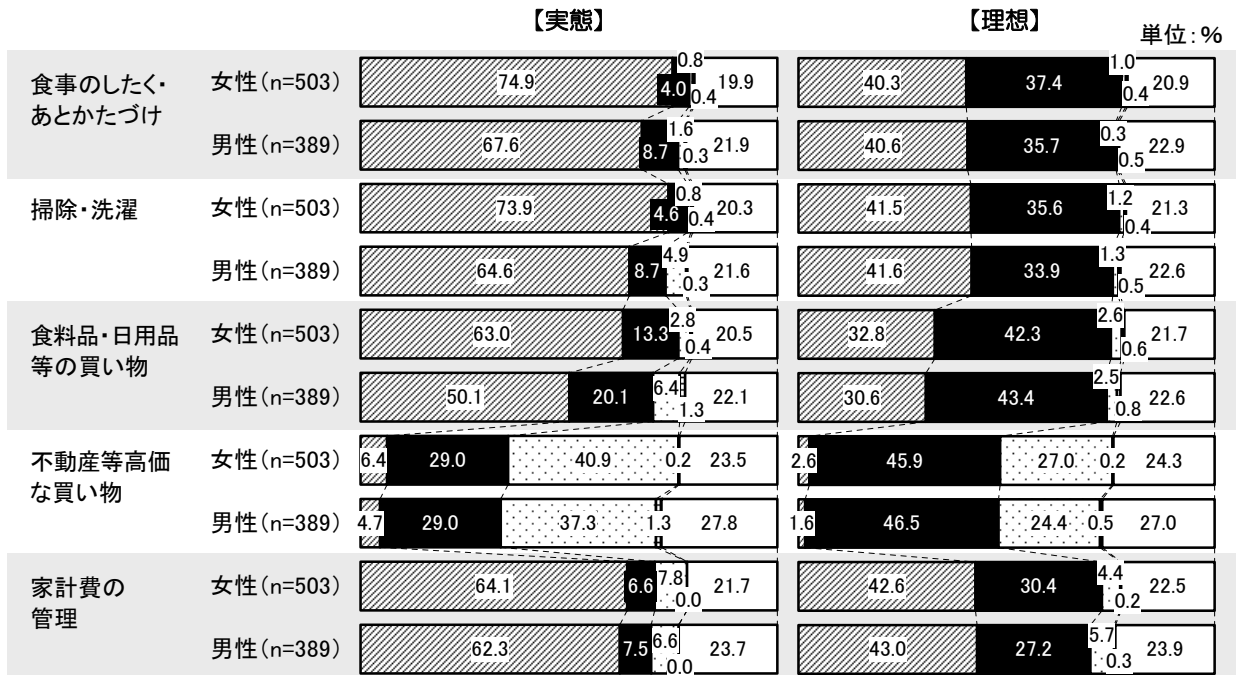
■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成 24 年度）より作成

※ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

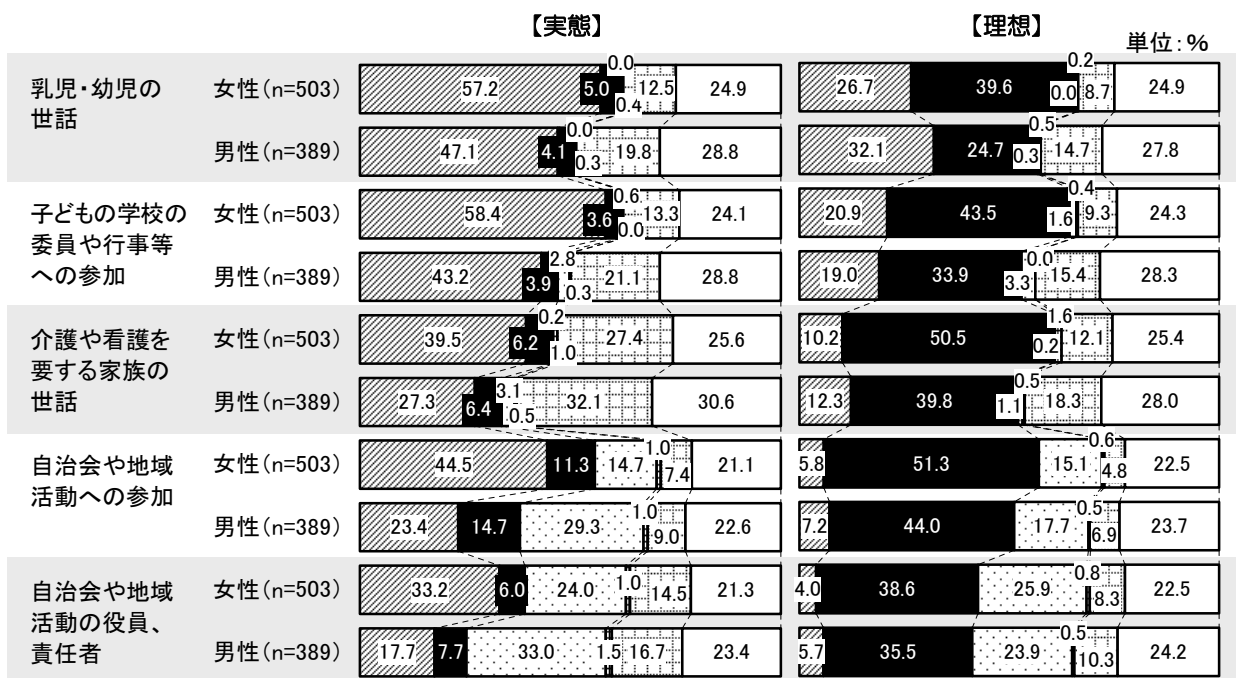
仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方を選択できるようにすることです。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれています。（第3次千葉県男女共同参画計画より）

《家事の分担について》

☐主に妻 ■夫婦とも同じ程度 □主に夫 ▨夫婦以外の人 □無回答



☐主に妻 ■夫婦とも同じ程度 □主に夫 ▨夫婦以外の人 □該当なし □無回答



※現在、配偶者等パートナーと暮らしている人に対して、家事等を誰がしているかを調査したもの。

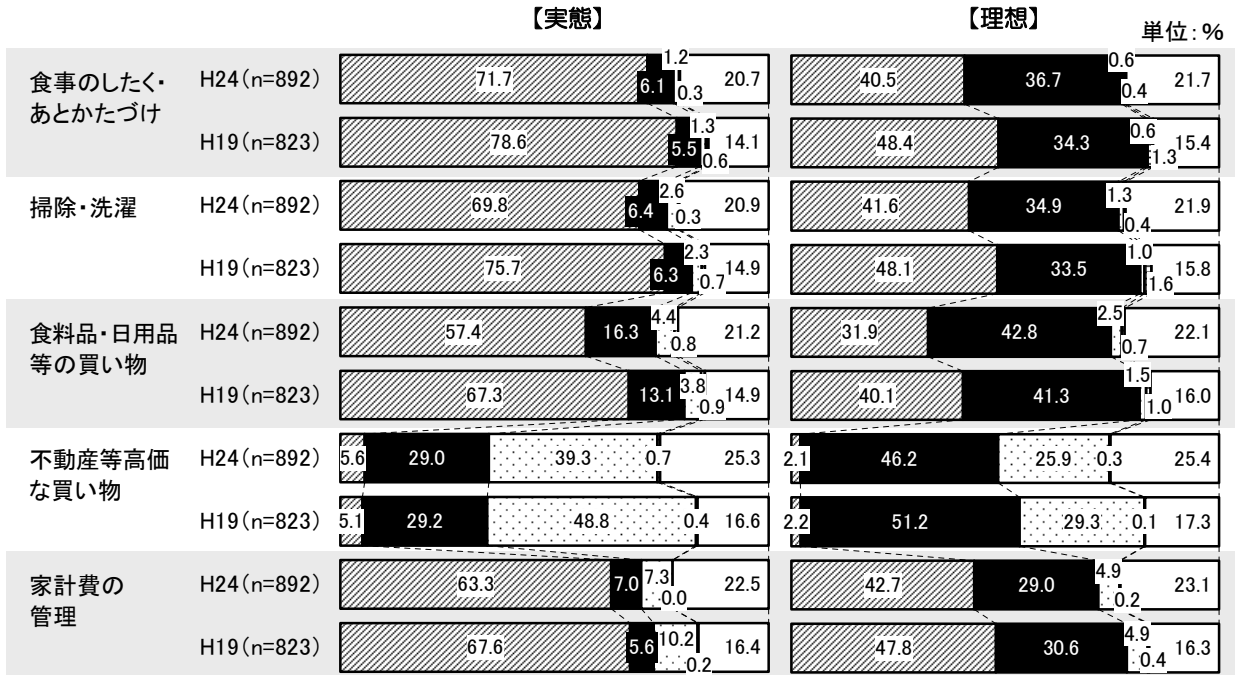
※主に妻 = 「ほとんど妻」 + 「どちらかといえば妻」

主に夫 = 「ほとんど夫」 + 「どちらかといえば夫」

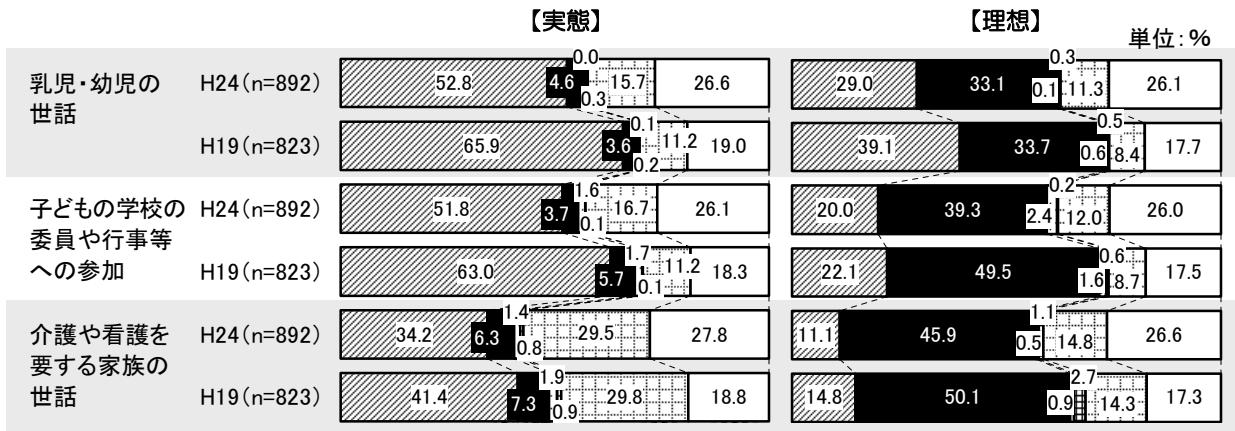
■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

《家事の分担について：時系列比較》

□主に妻 ■夫婦とも同じ程度 □主に夫 ▨夫婦以外の人 □無回答



□主に妻 ■夫婦とも同じ程度 □主に夫 ▨夫婦以外の人 □該当なし □無回答



※現在、配偶者等パートナーと暮らしている人に対して、家事等を誰がしているかを調査したもの。

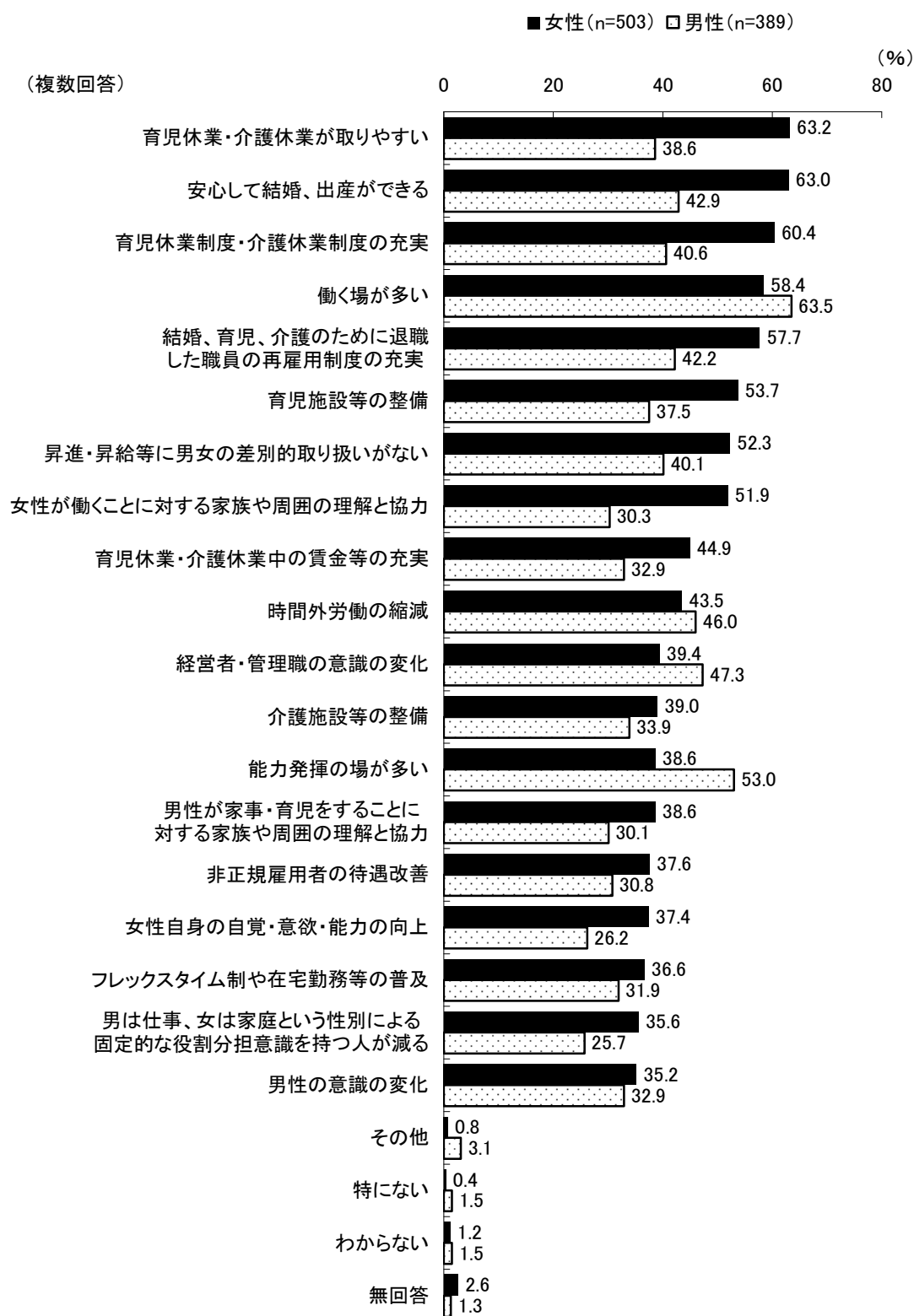
※主に妻＝「ほとんど妻」＋「どちらかといえば妻」

主に夫＝「ほとんど夫」＋「どちらかといえば夫」

※『自治会や地域活動への参加』『自治会や地域活動の役員、責任者』は平成19年度調査なし。

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成19年度、平成24年度）より作成

《働きやすい環境づくりのために必要なこと》



問：あなたが、男性ならば男性にとって、女性ならば女性にとって働きやすい環境づくりには、どのようなことが必要だと思いますか。

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	19.3% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 30.0%	【H32年度】 37.0%
b	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合	女性 80.8% 男性 69.9% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 85.0% 男性 73.0%	【H32年度】 女性 87.0% 男性 76.0%
c	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合	女性 4.3% 男性 8.7% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 女性 5.0% 男性 9.0%	【H32年度】 女性 6.0% 男性 10.0%
d	子ども家庭福祉に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	16.2% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに 増加する	【H33年度】 調査ごとに 増加する
e	保育所入所待機児童数	36人 H25年4月1日現在	【H31年4月1日現在】 0人	

●施策の方向 (1)仕事と生活の両立のための環境づくり

男女がともに自分らしい生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の定着や職場環境の整備について、市民や事業所に積極的に働きかけます。市民向けの講座の開催や事業所等に対する意識啓発に取り組むなど、仕事と生活の両立が可能となるための環境づくりを進めます。

基本的施策 ①仕事と生活の両立に向けた市民・事業所への働きかけ

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
36	市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	講座の開催等、関係部署との連携により、市民への意識啓発に取り組めます。	政策推進課	主目的事業
37	事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	関係部署との連携により、事業所への意識啓発に取り組めます。	産業振興課	主目的事業
38	男女共同参画表彰制度の周知	厚生労働省の均等・両立推進企業表彰及び千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度を周知し、よりよい取り組みができるよう促進します。	産業振興課 政策推進課	主目的事業

●施策の方向 (2) 仕事と生活の両立支援

子育てや介護等を行う男女が仕事と生活を両立できるよう、必要な情報提供を行うとともに、相談・支援体制を充実させます。

時間外保育や病児・病後児保育など多様化するニーズに対応する保育サービスの提供や民間活力の導入による保育施設の充実に努めます。また、高齢者や障害のある人に対する相談体制を充実するとともに、支援制度を周知し、サービスの利用を促進します。

基本的施策 ①仕事と生活の両立に向けた子育て支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
39	保育サービスの充実	時間外保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。また、民間活力の導入を中心とした保育施設の充実と認可外保育所を利用する世帯への助成拡充により、待機児童の解消に努めます。	こども保育課	関連事業
40	幼稚園における預かり保育の支援	幼稚園において、保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充実に努めます。	こども保育課	関連事業
41	ファミリー・サポート・センター※(30ページ参照)事業の充実	相互援助や組織の活用を行い、サービスメニューの拡大等や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実に努めます。	こども保育課	関連事業
42	こどもルーム(学童保育)の充実	働く親が安心できるよう、こどもルーム(学童保育)の機能充実に努めます。	こども保育課	関連事業
43	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援員による就業支援体制の充実に努め、ひとり親家庭の自立を支援します。	家庭支援課	関連事業

基本的施策 ②仕事と生活の両立に向けた介護等支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
44	介護保険制度の内容理解に向けた啓発	介護保険制度の周知を図るため、広報掲載、パンフレット配布などの啓発を行います。	高齢者支援課	関連事業
45	高齢者の介護に関する支援体制の充実	高齢者の介護についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	高齢者支援課	関連事業
46	障害のある人に対する支援体制の充実	障害のある人や家族の相談に対応し、必要な情報提供を行うとともに、支援サービスの利用を促進します。	障害者支援課	関連事業

●施策の方向 (3)家庭における男女共同参画の促進

これまで男性が担う機会が少なかった家事・子育て・介護等の家庭の分野について、男性の積極的な参画を促します。男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流の機会を提供します。

基本的施策 ①男性の家庭参画に関する相談・学習機会等の提供

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
47	男性の家庭参画を促す講座等の実施	男性が家庭に関わっていくことを支援する講座等を開催します。	政策推進課 社会教育課	主目的事業
48	育児・子育て講座等の開催	子育て中の男女が学習する講座等を開催します。	社会教育課	関連事業
49	介護講座等の開催	介護についての基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座等を開催します。	高齢者支援課	関連事業
50	子育て支援センターでの男性の利用促進	平日利用できないことの多い男性も利用しやすい運営を推進します。	こども保育課	関連事業

※ ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい」、「子育てのお手伝いをしたい」という人たちが会員となって、子育てがたいへんな時に地域で支援し合うサポートシステムのことです。本市では、「保育園・幼稚園までの送迎」や「保護者の病気や急用等の場合の子どもの預かり」などの支援を行っています。(市ホームページより)

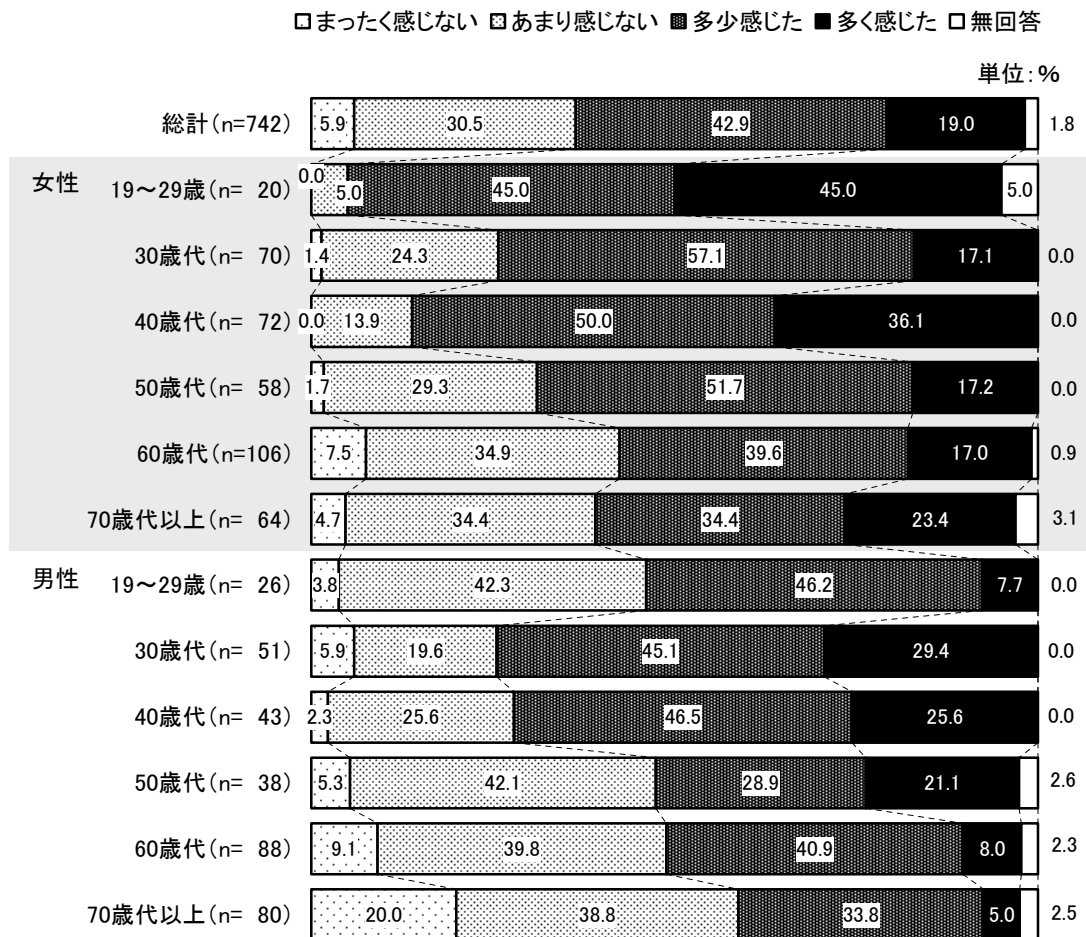
課題4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援

疾病や悩み、ストレスなど、市民の健康に影響を及ぼす要因は、性別や年代によって大きく異なります。特に女性は、思春期、妊娠・出産・子育て期、更年期、高齢期等において特有の健康上の問題が生じることが多く、男性とは異なる配慮が求められます。

このような中、本市では、これまでも性差に配慮した健康情報の収集・提供、健康診査、相談業務などを実施してきました。

今後も男女共同参画の視点を踏まえ、性差や年代に応じた健康づくりを支援します。

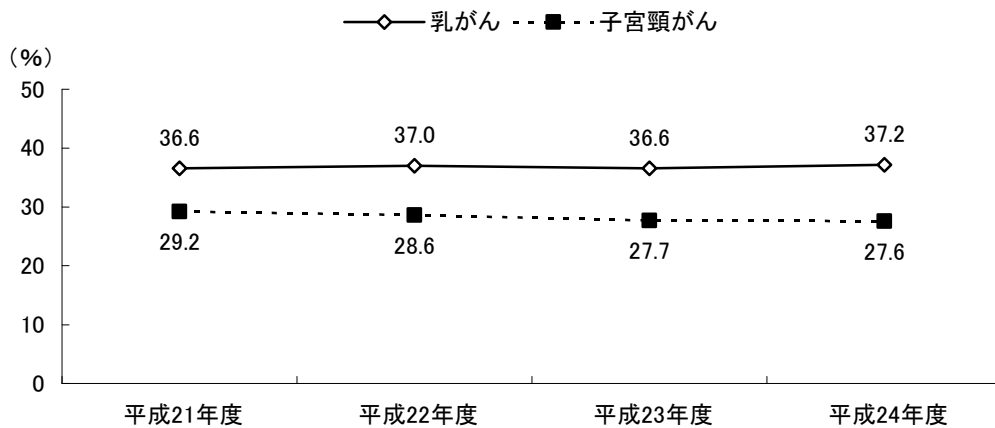
《不安、悩み、ストレスの有無》



問：あなたは、この1か月間に、不安、悩み、ストレスなどを感じましたか。

■「健康よつかいどう 21 プラン」中間評価のための市民意識調査（平成 23 年度）より作成

《女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）検診の受診率》

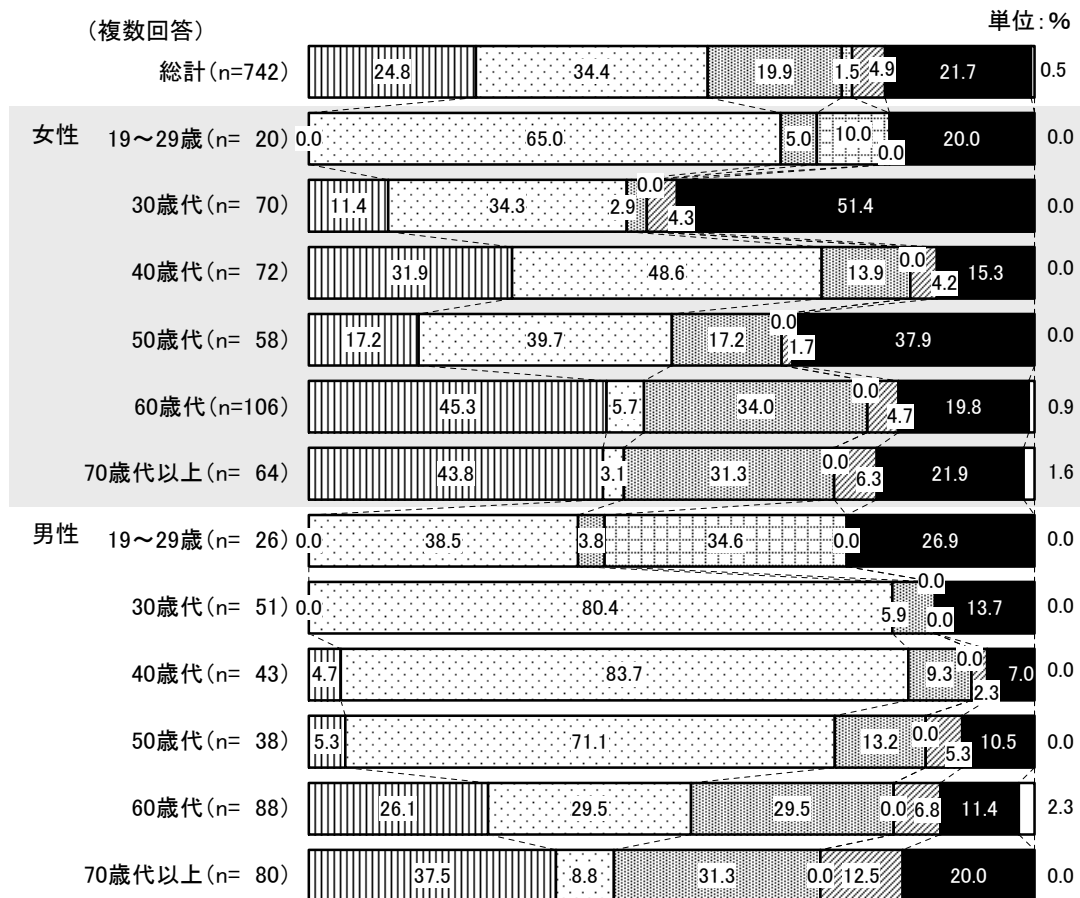


※乳がん：30歳以上。子宮頸がん：20歳以上。
 ※子宮頸がん検診の受診率は国の算出基準による。

■市資料より作成

《1年間の健康診査・健康診断の受診状況》

市で実施する健康診査 職場で実施する健康診断 個人で受ける健康診査
 学校で実施する健康診断 その他で受けた 受けていない
 無回答



問：あなたは、この1年間に健康診査（がん検診を除く）・健康診断を受けましたか。

■「健康よっかいどう 21 プラン」中間評価のための市民意識調査（平成23年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	23.2% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
b	乳がん検診の受診率	37.2% H24年度末現在	【H30年度】 50.0%	
c	子宮頸がん検診の受診率	27.6% H24年度末現在	【H30年度】 50.0%	

●施策の方向 (1) 男女共同参画の視点に立った健康支援

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、父母が協力して子育てができるよう支援します。また、性差や年代に応じた心と体の健康づくりに取り組むとともに、性や健康に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

基本的施策 ①妊娠・出産・子育て期の母子の支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
51	パパママルームの開催	これから親になる男女が学習する講座等を開催します。	健康増進課	関連事業
52	妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実	母子健康手帳交付、子育て電話相談、妊婦・乳幼児健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てに関する相談ができる体制を整備します。	健康増進課	関連事業

基本的施策 ②性差に配慮した健康支援

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
53	健康教育、健康相談の充実	健康教育、健康相談の実施において、性差に配慮するとともに、年代や個々に応じたきめ細かな相談の対応に努めます。	健康増進課	関連事業
54	性差医療※(34ページ参照)に関する情報の収集・提供	性差医療、相談等に関する情報の収集と提供を行います。	健康増進課	関連事業
55	心の健康づくりの推進	性差、年代など個々に応じたストレスや心の不安等を解消するため、情報提供や相談の場の確保に努めます。	健康増進課 指導課	関連事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
56	受けやすい健診体制の確立	受診者の利便性を考慮するとともに、性差に配慮した健康診査を実施します。	健康増進課	関連事業
57	喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	健康への影響について、男女ともに正しい知識を身につけてもらうとともに、母体への影響について啓発活動を行います。学校においては、薬物乱用(非行)防止教室を開催し、児童生徒への適切な指導を行います。	健康増進課 学務課	関連事業
58	性に関する正しい理解の推進	エイズ・性感染症をはじめとする性に関する情報の提供を行います。	健康増進課	関連事業
59	思春期保健事業の推進	思春期の中高生を対象として、性に関する正しい知識と理解を深める啓発事業等を開催します。	健康増進課	関連事業

※ 性差医療

女性と男性では身体のしくみの違いから、発生しやすい病気や薬の効き方が異なる場合があります。このような女性と男性で異なる身体のしくみに考慮して行う医療のことを性差医療といいます。

課題5 DV等の暴力の根絶

DV、セクシュアル・ハラスメント※、ストーカー行為、性犯罪などの暴力は市民一人ひとりの身近で起こりうるものであり、深刻に受け止めるべき課題です。

また、被害者の多くが女性であることから、男女共同参画社会を実現する上でも緊急的な対応が求められます。

このため、このような男女間の暴力を防止するための取り組みや被害者への対応を充実することにより、暴力を容認しない環境づくりを進めます。

なお、本計画におけるDVに関する施策を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけるとともに、DV防止と被害者支援の取り組みを強化します。

**** 本計画ではDV（ドメスティック・バイオレンス）を次のように定義します ****

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことを指しますが、その中には、高校生や大学生などの若年層における恋人など親密な関係にある相手からの暴力（デートDV）を含むものとします。

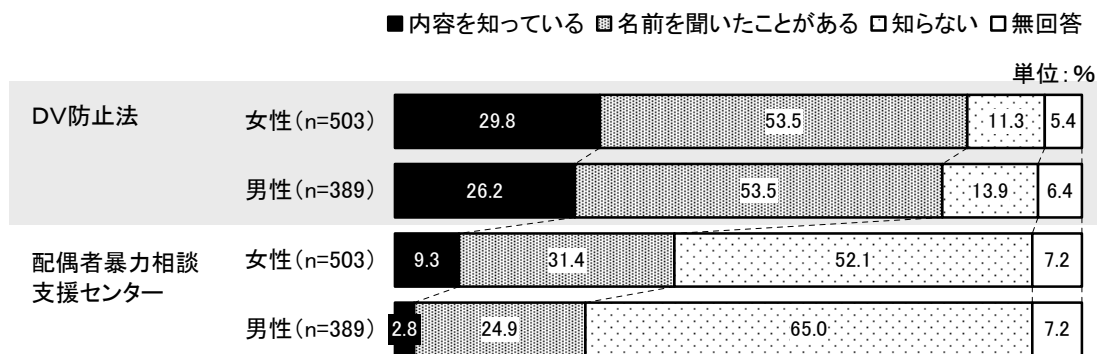
DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」とは…

- 配偶者：婚姻の相手、事実上婚姻関係と同様の事情にある相手、生活の本拠をともにする交際相手。
- 暴力：身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力等を含みます）。
※離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

※ セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。（内閣府 男女共同参画関連用語集より）

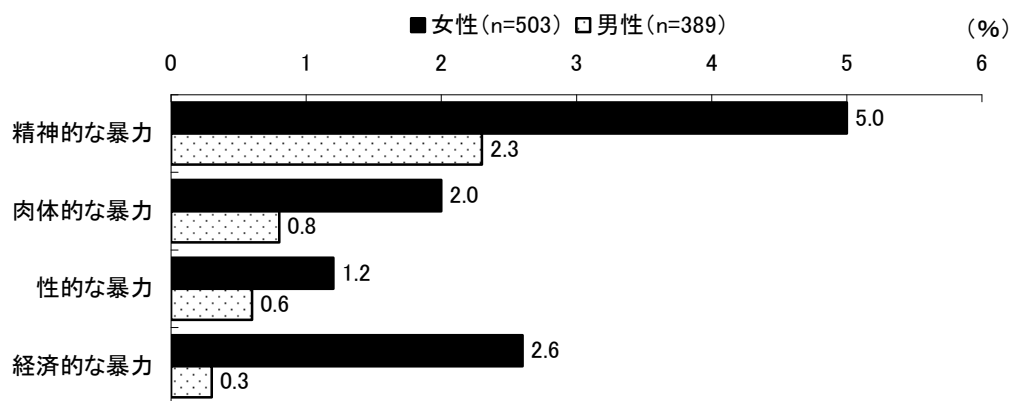
《DVに関する法律やことばの認知度》



※DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

《DVの被害経験》



※「頻繁に受けている」＋「何度か経験がある」の値を計上。

※精神的な暴力：無視する、なじる、おとしめる、おどす、嫌がらせをする、つきまとう、行動や交友関係等を監視したり、禁止する等

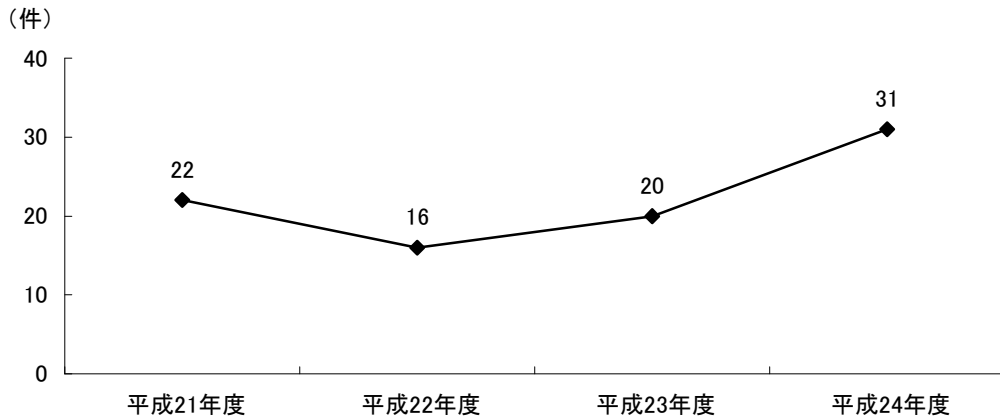
肉体的な暴力：殴る、蹴る、ものを壊す等

性的な暴力：望まない性行為の強要、避妊への非協力等

経済的な暴力：共同生活に必要な費用を出さない、借金の返済を押しつける等

■ 四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

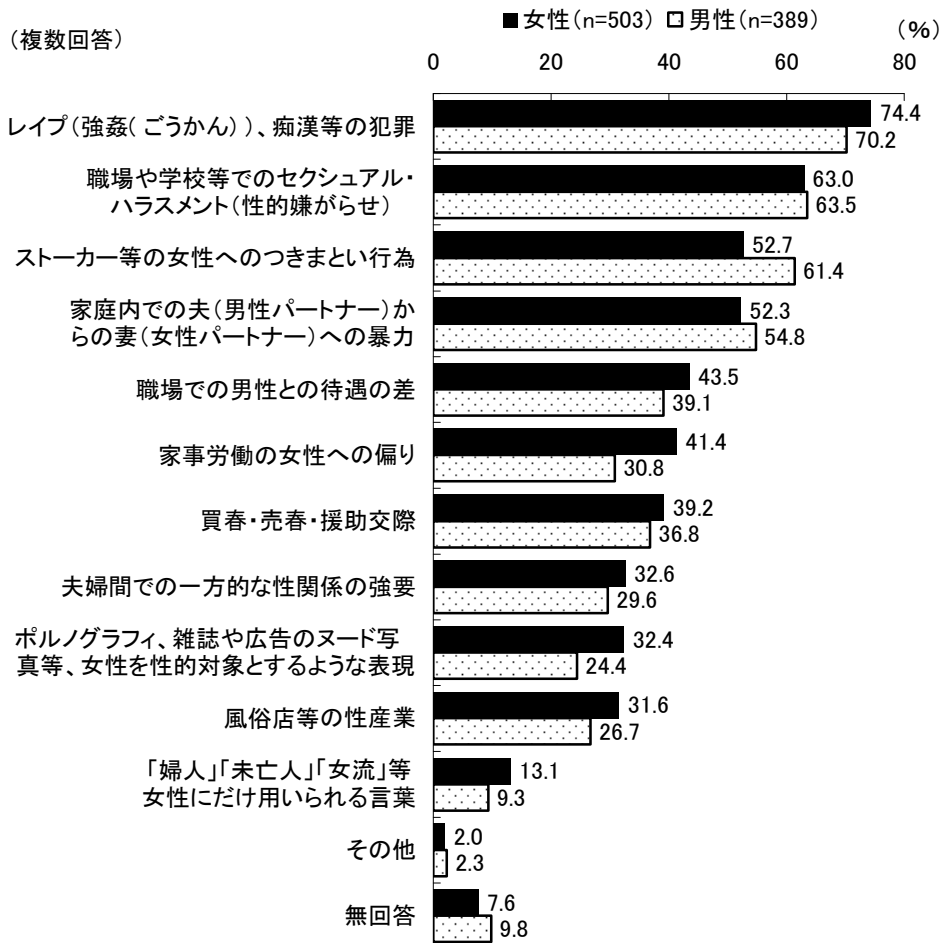
《四街道市のDV相談件数》



※男性被害者からの相談は、平成24年度に1件。

■市資料より作成

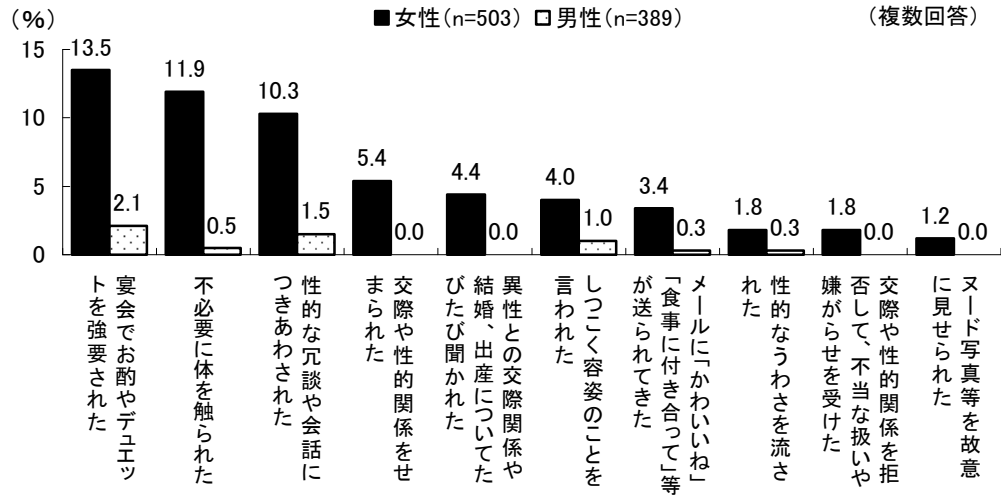
《女性の人権が侵害されていると感じること》



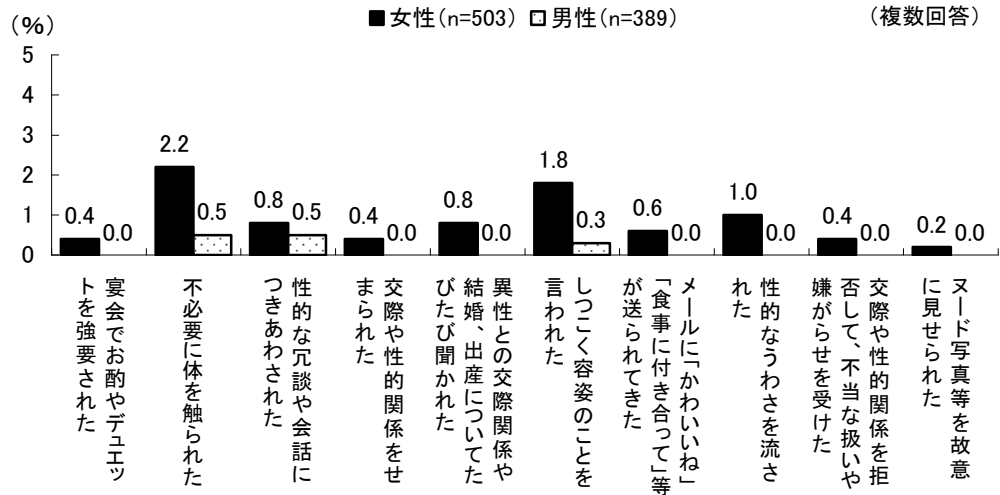
■四街道市男女共同参画市民意識調査(平成24年度)より作成

《セクシュアル・ハラスメントの被害経験》

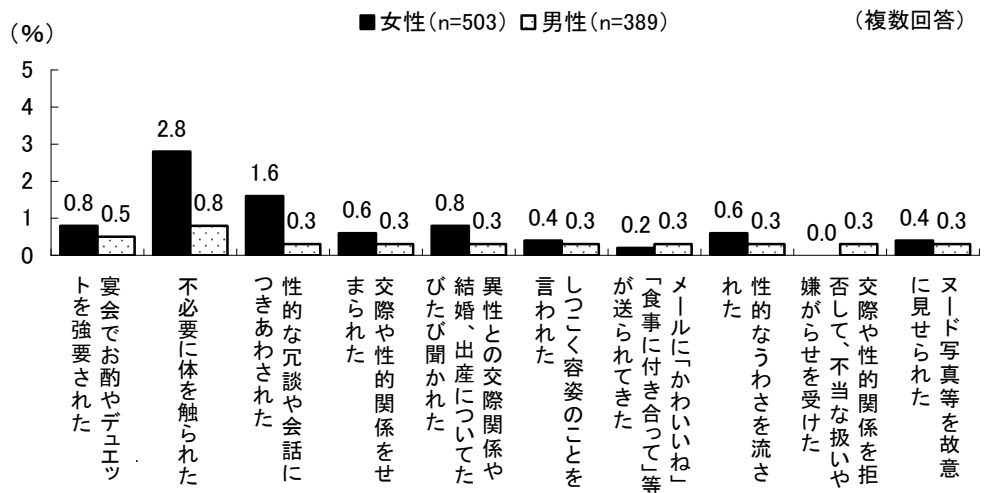
職場



学校



地域活動の場



※これまでに、職場、学校、地域それぞれの場面において、不快・苦痛な思いを受けた経験を調査したものの。

■四街道市男女共同参画市民意識調査（平成24年度）より作成

【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	DVが人権侵害であると認識する人の割合	53.4% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 100%に限り なく近づける	【H32年度】 100%に限り なく近づける
b	DVの被害経験（精神的、肉体的、性的）があると回答した女性の割合	精神的暴力：5.0% 肉体的暴力：2.0% 性的暴力：1.2% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 調査ごとに 減少する	【H32年度】 調査ごとに 減少する
c	セクシュアル・ハラスメントの被害経験（職場、学校、地域）があると回答した女性の割合	職場で：25.0% 学校で：4.6% 地域で：4.6% H24年度男女共同参画 市民意識調査	【H29年度】 調査ごとに 減少する	【H32年度】 調査ごとに 減少する

●施策の方向 (1) DV防止と被害者支援（DV防止計画）

広く市民に対してDVに関する情報提供や啓発活動を行うことによりDVの発生を未然に防ぐとともに、被害を潜在化させないよう努めます。また、庁内の連絡体制や関係機関との連携を図ることにより被害者の早期発見、早期対応に努めながら、相談から生活再建まで一貫した切れ目のない被害者支援体制の構築を図ります。

基本的施策 ①DVを許さない社会づくりへの広報啓発の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
60	DV防止に関する広報・啓発	DV防止に関する情報等について、市のあらゆるメディアを活用して発信します。	政策推進課 家庭支援課	主目的事業
61	DV等に関する相談窓口の周知	県の配偶者暴力相談支援センターや市の相談窓口等について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	政策推進課 家庭支援課	主目的事業

基本的施策 ②相談体制の充実

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
62	安心して相談できる体制づくり	ケースワーカー及び婦人相談員による、安心して相談を受けられる環境を整えます。なお、外国人や高齢者、障害のある人のDV被害についても適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。	家庭支援課	主目的事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
63	DV被害の早期発見体制の充実	「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」の活動を通じ、DV被害の早期発見への協力依頼や相談・支援の情報提供を行います。	家庭支援課	主目的事業
64	DV被害者に接する職員の研修機会の確保	DV被害者に接する職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会を確保し、相談を受ける職員の資質を向上します。	家庭支援課	主目的事業
65	配偶者暴力相談支援センター設置に向けた機能の整備	DV相談への対応の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センター設置に向け、機能を整備します。	家庭支援課	主目的事業
66	ケースに応じた相談・支援施策の研究	男性相談窓口やDV加害者対策などの施策について、調査・研究を行います。	家庭支援課	主目的事業

基本的施策 ③DV被害者保護及び生活再建支援の充実

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
67	緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を図り、被害者及びその子どもに適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	家庭支援課	主目的事業
68	被害者の生活再建に向けた支援の実施	就労等の生活再建に必要な情報の提供や、同伴する子どもに必要な支援を行います。	家庭支援課	主目的事業

基本的施策 ④関係機関との連携強化

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
69	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の活動充実	地域における連携体制を強化させるため、各部会の活動を充実します。	家庭支援課 政策推進課	主目的事業
70	庁内連携体制の強化	情報の共有及び対応の統一化を図るため、庁内連携体制を強化します。	家庭支援課	主目的事業
71	民生・児童委員に対する研修の推進	地域に密着した活動を行っている民生・児童委員が研修を通じてDV等に関する理解を深められるよう支援します。	福祉政策課	関連事業

●施策の方向 (2)セクシュアル・ハラスメント等の暴力や性犯罪の防止

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に向けた情報提供や啓発活動を行います。また、性犯罪の防止に向け防犯灯の整備や防犯パトロールを強化し、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、性を商品化する有害情報を排除し、地域の環境浄化に努めます。

基本的施策 ①セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
72	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に関する意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。	政策推進課 家庭支援課	主目的事業

基本的施策 ②性犯罪に対する安全対策の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
73	防犯灯・街路灯の増設	防犯灯・街路灯を新增設し、だれもが、安心して外出できる環境づくりを推進します。	自治振興課	関連事業
74	防犯パトロールの強化	だれもが安心して暮らせるよう、自治会等と連携のもと、防犯パトロールの強化に取り組みます。	自治振興課	関連事業
75	性犯罪を誘発する有害情報等の排除の実施	市内の巡回活動において、性の商品化を容認するような有害ビラや看板等の監視を行い、必要に応じて撤去等の措置を講じます。	青少年育成センター	関連事業

第3章 計画の推進

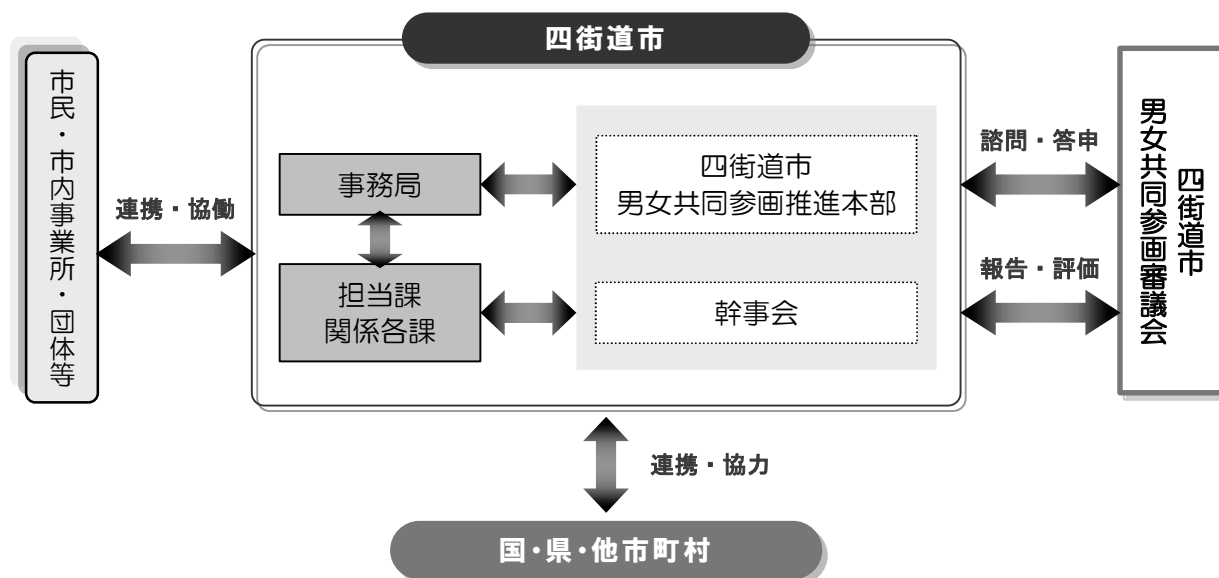
男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

本市がめざす男女共同参画社会を実現するためには、本計画に設定した5つの課題の取り組みを効果的かつ着実に推進していく必要があります。

推進にあたっては、行政だけでなく、事業所や団体、そして、市民一人ひとりがそれぞれの立場で計画の趣旨を理解し、相互に連携しながら、積極的な取り組みを進めることが重要です。

このため、本計画の推進主体である市が率先して男女共同参画社会の形成を推進するとともに、計画を効果的に実行するための体制を強化します。

《四街道市の男女共同参画推進体制》



【指標と目標値】

成果指標		基準値	目標値・目標状態	
a	男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	7.9% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
b	課長相当職以上に占める女性の割合	3.6% H25年4月1日現在	【H34年4月1日現在】 5.0%	
c	男性職員の育児休暇等の取得率	7.1% H24年度	【H33年度】 55.0%	
d	市職員の性別介護休暇取得状況	女性0人 男性0人 H24年度	【H33年度】 女性、男性ともに取得を希望する人が取得できる	
e	男女共同参画に関する職員・教員等研修の参加者数	職員51人 教員等25人 H24年度	【H33年度】 参加者数が増加する	
f	男女共同参画に関する職員・教員等研修の研修目的の達成度	職員68.0% 教員等85.0% H24年度	【H33年度】 研修の目的に沿った評価をした人の割合が年々増加する	

●施策の方向 (1)市における男女共同参画の推進

職員一人ひとりが男女共同参画の視点をもって職務にあたることができるよう、研修や啓発を通じてさらなる意識の向上を図ります。また、女性職員の管理職への登用の推進や、ワーク・ライフ・バランスの実現、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、着実に取り組みます。

基本的施策 ①男女共同参画に関する市職員・教員等のさらなる意識の向上

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
76	市職員への意識啓発の実施	男女共同参画の意識を持って職務にあたることのできるよう、研修の実施や情報提供などにより、市職員への意識啓発を行います。	人事課 政策推進課	主目的事業
77	教員等への意識啓発の実施	性別にとらわれず、児童・生徒の個性を育む指導ができるよう、研修の実施や情報提供などにより、教員等への意識啓発を行います。	指導課	主目的事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
78	教員等の職務分担における固定化された性別役割分担の解消	性別にかかわらず、適材適所、能力開発の視点による教員等の職務分担を推進します。	学務課	関連事業

基本的施策 ②市女性職員の管理職への登用の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
79	能力向上、意識向上のための各種研修への女性職員の参加促進	各種研修への女性職員の参加を促進し、行政能力の向上に努めます。	人事課	関連事業
80	女性管理職の育成・登用	女性管理職職員の育成・登用の推進に努めます。	人事課	主目的事業

基本的施策 ③市職員の仕事と生活の両立の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
81	市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ノー残業デーの普及や年次有給休暇の取得の促進に努めるなど、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、市職員への意識啓発を行います。	人事課 政策推進課	主目的事業
82	市職員への育児・介護休業制度活用の普及・啓発	育児・介護休業制度が男女職員ともに偏りなく活用できるよう周知するとともにその定着を推進します。	人事課	主目的事業

基本的施策 ④市職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント対策の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
83	セクシュアル・ハラスメントに係る市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた市職員への研修を実施します。	人事課	主目的事業
84	セクシュアル・ハラスメントに係る市職員からの相談の実施	市職員からのセクシュアル・ハラスメント相談に対応します。	人事課	主目的事業

●施策の方向 (2) 計画の推進体制の強化

庁内組織及び審議会の充実や、市民との協働活動の推進を図ることにより、計画の推進体制を強化します。また、国・県との連携のもと、市のみでは円滑に進めることが困難な課題の解決に取り組むとともに、他市町村との情報交換等を行いながら、効果的な施策を展開します。

基本的施策 ①市の推進体制の強化

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
85	男女共同参画推進本部の充実	幹事会を含め検討内容等の充実に努め、男女共同参画推進本部の機能強化を図ります。また、研修機会を設け、委員等のさらなる資質向上を図ります。	政策推進課	主目的事業
86	男女共同参画審議会への開催	男女共同参画審議会への出席をしやすくするため、曜日や時間、場所等に配慮した開催に努めます。	政策推進課	主目的事業

基本的施策 ②国・県・他市町村との連携

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
87	国・県との連携	国・県との連携を密にし、協力して課題解決に取り組みます。	政策推進課	主目的事業
88	他市町村との連携	ちば男女共同参画行政担当者連絡会議等において、他市町村との連絡を密にし、施策の推進に取り組みます。	政策推進課	主目的事業

基本的施策 ③市民との協働活動の推進

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
89	市民参加による男女共同参画推進の拡充	男女共同参画フォーラム実行委員会等について一層の市民参加を推進します。	政策推進課	主目的事業


●施策の方向 (3) 計画の成果を挙げる進行管理

計画の成果を着実に挙げるため、適切な進行管理を行います。また、取り組みに対する評価を行うとともに、それらの結果を広く市民に公表します。さらに、市民や市職員を対象に定期的な実態調査を行い、男女共同参画に対する意識やニーズ、計画推進の成果などの的確な把握に努めます。

基本的施策 ①効果的な進行管理の実施

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
90	男女共同参画推進計画の進行管理の実施	計画事業について、適正な進行管理、事業評価を行います。また、進捗状況等をわかりやすく公表します。	政策推進課	主目的事業
91	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市民意識調査を実施します。	政策推進課	主目的事業
92	市職員の意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市職員意識調査を実施します。	政策推進課	主目的事業

No	取り組み	取り組み内容	担当課	区分
93	事業所意識調査の実施の検討	事業所の男女共同参画に関する意識の実態を調査するための意識調査の実施に向けた検討を行います。	政策推進課	主目的事業

The image features three large, overlapping white circles on a light gray background. The circles are arranged in a vertical, slightly offset pattern. The top circle is partially cut off by the top edge of the frame. The middle circle is the largest and is centered horizontally. The bottom circle is also partially cut off by the bottom edge of the frame. The text '指標一覽' is centered within the middle circle.

指標一覽

指標一覧

課題	成果指標	基準値	目標値・目標状態	
1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	a	社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合 女性 13.3% 男性 27.2% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 21.0% 男性 32.0%	【H32 年度】 女性 22.0% 男性 33.0%
	b	家庭生活の中で男女の地位は平等であると思う人の割合 女性 33.6% 男性 50.4% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 43.0% 男性 57.0%	【H32 年度】 女性 44.0% 男性 58.0%
	c	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると思う人の割合 女性 11.7% 男性 15.7% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 18.0% 男性 28.0%	【H32 年度】 女性 19.0% 男性 29.0%
	d	職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合 女性 19.7% 男性 26.7% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 27.0% 男性 34.0%	【H32 年度】 女性 28.0% 男性 35.0%
	e	学校教育の場で男女の地位は平等であると思う人の割合 女性 61.0% 男性 72.5% H24 年度男女共同参画 市民意識調査	【H29 年度】 女性 69.0% 男性 76.0%	【H32 年度】 女性 71.0% 男性 78.0%
2. あらゆる分野における男女共同参画の実現	a	審議会等委員に占める女性の割合 28.8% H24 年度末現在	【H27 年度】 30.0%	【H30 年度】 35.0%
	b	女性委員ゼロの審議会等の割合 14.3% H24 年度末現在	【H33 年度】 年々減少しゼロに近づける	
	c	家族経営協定締結農家数 14 戸 H24 年度末現在	【H33 年度】 年々増加する (年 1 戸以上増加する)	
	d	女性の社会的チャレンジ支援の講座の実施回数 1 回 H24 年度	【H33 年度】 年 1 回以上実施する	
	e	女性消防団員数 8 人 H25 年 4 月 1 日現在	【H34 年 4 月 1 日現在】 10 人	

課題	成果指標	基準値	目標値・目標状態	
3. ワーク・ライフ・バランスの推進	a	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合 19.3% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 30.0%	【H32年度】 37.0%
	b	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合 女性 80.8% 男性 69.9% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 女性 85.0% 男性 73.0%	【H32年度】 女性 87.0% 男性 76.0%
	c	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合 女性 4.3% 男性 8.7% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 女性 5.0% 男性 9.0%	【H32年度】 女性 6.0% 男性 10.0%
	d	子ども家庭福祉に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合 16.2% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
	e	保育所入所待機児童数 36人 H25年4月1日現在	【H31年4月1日現在】 0人	
4. 男女の生涯を通じた健康づくりの支援	a	健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合 23.2% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
	b	乳がん検診の受診率 37.2% H24年度末現在	【H30年度】 50.0%	
	c	子宮頸がん検診の受診率 27.6% H24年度末現在	【H30年度】 50.0%	
5. DV等の暴力の根絶	a	DVが人権侵害であると認識する人の割合 53.4% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 100%に限りなく近づける	【H32年度】 100%に限りなく近づける
	b	DVの被害経験（精神的、肉体的、性的）があると回答した女性の割合 精神的暴力：5.0% 肉体的暴力：2.0% 性的暴力：1.2% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 調査ごとに減少する	【H32年度】 調査ごとに減少する
	c	セクシュアル・ハラスメントの被害経験（職場、学校、地域）があると回答した女性の割合 職場で：25.0% 学校で：4.6% 地域で：4.6% H24年度男女共同参画市民意識調査	【H29年度】 調査ごとに減少する	【H32年度】 調査ごとに減少する

計画の推進	成果指標	基準値	目標値・目標状態	
男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	a 男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	7.9% H23年度市民意識調査	【H28年度】 調査ごとに増加する	【H33年度】 調査ごとに増加する
	b 課長相当職以上に占める女性の割合	3.6% H25年4月1日現在	【H34年4月1日現在】 5.0%	
	c 男性職員の育児休暇等の取得率	7.1% H24年度	【H33年度】 55.0%	
	d 市職員の性別介護休暇取得状況	女性0人 男性0人 H24年度	【H33年度】 女性、男性ともに取得を希望する人が取得できる	
	e 男女共同参画に関する職員・教員等研修の参加者数	職員 51人 教員等 25人 H24年度	【H33年度】 参加者数が増加する	
	f 男女共同参画に関する職員・教員等研修の研修目的の達成度	職員 68.0% 教員等 85.0% H24年度	【H33年度】 研修の目的に沿った評価をした人の割合が年々増加する	

推移確認データ（年次）

委員会、団体等委員の女性比率の推移を毎年把握し、その実態から、社会のあらゆる分野で女性、男性がともに対等な立場で参画していけるよう、働きかけを行います。

■各委員会・団体等委員の女性比率（平成24年度末現在）

No	名称	総委員数	うち女性委員数	女性委員の割合	
1	教育委員	5人	1人	20.0%	
2	選挙管理委員	4人	2人	50.0%	
3	農業委員	20人	1人	5.0%	
4	小学校 (校長・教頭・主任)	校長	12人	2人	16.7%
		教頭	12人	1人	8.3%
		教務主任	12人	1人	8.3%
		研究主任	12人	10人	83.3%
5	中学校 (校長・教頭・主任)	校長	5人	0人	0.0%
		教頭	5人	0人	0.0%
		教務主任	5人	0人	0.0%
		研究主任	5人	2人	40.0%
6	自治会長	82人	1人	1.2%	
7	シニアクラブ会長	55人	2人	3.6%	
8	子ども会育成会長	33人	32人	97.0%	
9	PTA役員	会長	16人	6人	37.5%
		副会長	51人	38人	74.5%

The image features a white background with three overlapping circles. The top circle is light gray and partially cut off at the top edge. The middle circle is white with a gray outline and overlaps the bottom of the top circle. The bottom circle is light gray and overlaps the bottom of the middle circle. The text '資料編' is centered within the middle circle.

資料編

1 諮問

政 第 192 号
平成26年1月13日

四街道市男女共同参画審議会
会長 内海崎 貴子 様

四街道市長 佐 渡 齊

第3次四街道市男女共同参画推進計画について（諮問）

四街道市男女共同参画審議会条例（平成24年四街道市条例第31号）第2条第1号の規定により、第3次四街道市男女共同参画推進計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

男女共参審第6号
平成26年1月26日

四街道市長 佐 渡 齊 様

四街道市男女共同参画審議会
会 長 内海崎 貴子

第3次四街道市男女共同参画推進計画について（答申）

平成26年1月13日付け政第192号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

第3次四街道市男女共同参画推進計画について（答申）

男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）では、男女共同参画社会の実現を緊要な課題と捉え、その実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。この課題に対する取組は地方公共団体の責務でもあり、四街道市においても、これまで、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってまいりました。

しかしながら、近年、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現など主要な課題について、一層の推進が求められる一方、少子高齢化の進行や防災意識の高まり、配偶者等からの暴力の防止と被害者への的確な対応に対する社会的要請の増大など、社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じています。また、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正などをはじめ、さまざまな法制度を整備しています。

このような中、市が平成25年度に計画期間が終了する「第2次四街道市男女共同参画推進計画」（以下「現行計画」という。）の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「第3次四街道市男女共同参画推進計画」（以下「次期計画」という。）を策定することは、的確な対応と評価します。

さらに、市の男女共同参画社会の実現に向けた取組の重要な指針となる次期計画（案）について、本審議会が市長より諮問を受け、審議を託されたことは極めて大きな意義を有するものであるとともに、その責務を深く認識しています。

こうした認識の下、本審議会は諮問を受けた次期計画（案）について、男女共同参画社会の形成に向けた国内の動向や市の現状と課題、市民ニーズなどを考慮しながら慎重に審議を行いました。その結果、次期計画（案）の内容についてはおおむね適切であると考えます。

なお、下記の意見・要望を付しますので、案の修正に当たっては、当該意見等を十分に尊重し、その内容を検討・精査されるよう要望します。

今後、この答申の趣旨を適切に尊重した計画が策定され、四街道市における男女共同参画社会の形成が促進されることを大いに期待するものです。

記

1 計画策定の基本的な考え方について

- (1) 四街道市が実現すべき男女共同参画社会の将来像である「めざす社会のすがた」については、現行計画の「めざす社会のすがた」の趣旨を踏襲しながら、市民への浸透を図るため、より分かりやすく表記し、説明を加えたものであり、その姿勢は評価できる。

しかしながら、計画における表現や表記については、誰もが誤解することなくその意義を理解し、共有できることが最も重要な要素であること、また、次期計画が現行計画の未達成部分も含めて継承するものであることから、市が将来にわたって実現すべき理想像である現行計画の「めざす社会のすがた」は、いまだ変更する時期にはないと考える。

なお、このことは、次期計画（案）の「めざす社会のすがた」が現行計画のそれと趣旨としては同一であるという観点から、計画策定の趣旨及び内容に影響を及ぼすものではないことを付け加えるものとする。

今後も基本法の趣旨とこれまでの市の取組状況を踏まえ、現行計画を継承した「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」の実現に向け、積極的な取組を推進されたい。

2 計画の内容について

- (1) 男女共同参画社会の実現の前提である男女平等意識は、幼児期から漸次形成されていくものであり、この時期における教育等のあり方が人格形成に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、子どもの発達段階に応じた男女平等の視点による保育や教育・学習のさらなる充実に努められたい。
- (2) 子育て世代が子育てをしながらでも市政等に参画しやすい環境を整えることは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な視点であることから、その促進が図れるような取組の充実に努められたい。
- (3) 活力ある地域社会を形成するためには、ボランティアやNPO等の活動を含めた地域活動において、男女が共に参画する取組が重要であることから、活動が一層活性化し、発展するよう、市民一人ひとりの男女共同参画に対する理解を深め、定着させていくとともに、自治会等をはじめ、ボランティアやNPO等の団体に対する積極的な働きかけを推進されたい。

- (4) 配偶者等からの暴力については、被害者本人はもとより、その子どもに対しても身体的、精神的に重大な影響を及ぼすものであることから、被害者の子どもに対する支援についても計画に位置付けるとともに、適切な対応に努められたい。
- (5) 指標と目標値については、よりの確な数値の設定に努めるとともに、その達成に向けた取組を積極的に推進されたい。

3 その他

- (1) 四街道市が目指す男女共同参画社会を実現するためには、事業所や団体、市民一人ひとりが次期計画の趣旨を理解し、相互に連携・協働しながら積極的な取組を進めていく必要があることから、その内容が事業所や団体、市民にとって分かりやすく、誤解を招くことのないように、適切な表現や表記の採用、説明等に配慮されたい。

3 四街道市男女共同参画審議会条例

平成24年9月28日

条例第31号

(設置)

第1条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 男女共同参画推進計画に基づく施策の実施状況に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 有識者
- (3) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年12月2日から施行する。

4 四街道市男女共同参画審議会委員名簿

平成26年3月現在

区 分	氏 名	所 属 等
第1号委員	有 川 良 子	四街道市保健推進員
	押 田 香代子	四街道市立小中学校長会
	高 橋 政 貴	四街道市民生委員児童委員協議会
	成 田 節 子	四街道市婦人会
	松 本 利 爲	いんば農業協同組合
	山 崎 英 企	四街道市PTA連絡協議会
	吉 川 武 臣	四街道市商工会
第2号委員	◎ 内海崎 貴 子	川村学園女子大学教授
	○ 櫛 引 宣 子	千葉県職員
	渡 部 洋	人権擁護委員
	渡 邊 瑞 恵	愛国学園大学専任講師
第3号委員	秋 葉 美佐子	公募による市民
	川 村 仁 子	公募による市民
	羽 田 秀 子	公募による市民
	松 井 美知子	公募による市民

◎：会長 ○：会長代理

敬称略、50音順

5 四街道市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 四街道市における男女共同参画を総合的かつ効果的に推進するため、四街道市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に係る総合的な企画に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る施策の調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、市長の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進本部の所掌事務について協議及び調整を行うとともに、推進本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、経営企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(検討委員会)

第8条 幹事会の所掌事務について予備的な協議及び調整を行い、幹事会を補佐するため、幹事会に検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、幹事（四街道公民館長、青少年育成センター長及び図書館長を除く。）がその所属する課等の職員のうちから、指名した者をもって充てる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、経営企画部政策推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成11年4月1日一部改正)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年4月1日一部改正)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年4月1日一部改正)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年4月1日一部改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年12月1日一部改正)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日一部改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年4月1日一部改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条)

危機管理監、経営企画部長、総務部長、福祉サービス部長、健康こども部長
環境経済部長、都市部長、水道事業センター長、会計管理者、教育長、教育部長
消防長

別表第2 (第7条第5項)

危機管理室	危機管理室長
経営企画部	秘書広報課長、財政課長、管財課長、契約課長
総務部	総務課長、自治振興課長、行革推進課長、人事課長
福祉サービス部	福祉政策課長、高齢者支援課長、障害者支援課長
健康こども部	こども保育課長、家庭支援課長、健康増進課長
環境経済部	産業振興課長
教育部	教育総務課長、学務課長、指導課長、社会教育課長 四街道公民館長、図書館長、青少年育成センター長
消防本部	総務課長

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等
我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上
で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分か
ち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分
に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、
緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実
現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と
位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていく
ことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理
念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、
地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関
する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法
律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、もっ
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的
利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う
べき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提

供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と
して、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に
おける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」
という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施
策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ

た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対

しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省

(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二五年七月三日法律第七二号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を

受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止する

ため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと

疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該

命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分

な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の

二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

第3次四街道市男女共同参画推進計画

平成26年3月発行

四街道市 経営企画部 政策推進課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

【電話】043-421-6161 【FAX】043-424-8920

【Eメール】yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp

【ホームページ】<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>

